

## 【施策08】 障害者支援

～障害のある人が地域で自立して暮らせるまち～

- ◆展開方向01 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
- ◆展開方向02 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
- ◆展開方向03 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。

展開方向01	1 障害者虐待防止対策事業費	183
	2 成年後見制度利用支援事業費	185
	3 重症心身障害者通園事業体制維持補助金	187
	4 重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	189
	5 障害者(児)日中一時支援事業費	191
	6 障害者(児)医療費助成事業費	193
	7 心身障害者(児)対策事業費	195
	8 在宅重症心身障害者(児)訪問看護支援事業費	197
	9 障害福祉サービス事業者指定等事業費	199
	10 障害者自立支援制度支給関係事業費	201
	11 障害者福祉ホーム事業補助金	203
	12 児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	205
	13 障害者(児)自立支援事業費	207
	14 自立支援医療等事業費	208
	15 身体障害者手帳交付事業費	209
	16 障害児通所支援等給付費	210
	17 指定管理者管理運営事業費	211
	18 指定管理関係経費	212
	19 指定管理者管理運営事業費	213
	20 指定管理関係経費	214
展開方向02	1 障害者安心生活支援事業費	215
	2 障害者(児)相談支援事業費	217
	3 重度障害者入院時コミュニケーション支援助成事業費	219
	4 心身障害者相談事業費	221
	5 障害者計画等策定事業費	223
展開方向03	1 差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	225
	2 心身障害者(児)対策啓発事業費	227
	3 原爆被爆者バス特別乗車証交付事業費	229
	4 意思疎通支援事業費	231
	5 日常生活用具給付等事業費	233
	6 障害者(児)移動支援事業費	235
	7 重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	237
	8 身体障害者更生訓練費給付事業	239
	9 心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	241
	10 自動車運転免許取得・改造助成事業費	243
	11 重度心身障害者(児)福祉タクシー利用助成事業費	245
	12 障害者バス特別乗車証交付事業費	247
	13 障害者IC乗車証交付事業費	249
	14 地域活動支援センター事業補助金	251
	15 障害者小規模作業所運営費等補助金	253
16 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	255	
17 補装具交付・修理事業費	257	
18 身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	258	
19 身体障害者福祉センター指定管理関係経費	259	
20 身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	260	
21 身体障害者福祉会館指定管理関係経費	261	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者虐待防止対策事業費	3A1Q	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者虐待防止法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	富田 恵幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業概要	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等を行い、障害者の権利利益を擁護する。
対象 (誰を・何を)	虐待を受けている障害者及びその養護者等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援する。
事業概要	障害者等に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援のほか、虐待通報の受付や啓発活動等を実施する。
実施内容	<p>[障害者虐待防止センター業務等の実施]</p> <p>障害者虐待に係る通報又は届出の受理(平成29年度実績 21件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の通報受付業務を民間会社に委託し、24時間受付体制を整備(平成30年1月)</li> <li>・南北保健福祉センター障害者支援課に緊急対応用の携帯電話を整備(平成30年1月 計4台)</li> </ul> <p>養護者による障害者虐待の防止</p> <p>養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護に係る相談、指導及び助言</p> <p>啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発用パンフレットとチラシ(夜間・休日受付ダイヤルの周知含む。)の作成・配付・設置(平成30年3月)</li> </ul> <p>[虐待時の対応のための体制整備]</p> <p>虐待を受けている障害者を一時的に保護するための居室確保</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	885	1,434	2,537	
需用費			90	パンフレット代等
役務費	39	56	88	通信運搬費
委託料		389	1,556	夜間・休日の通報受付業務委託
食料金補助及び交付金	846	822	803	一時保護先の確保に係る負担金
人件費 B	12,526	17,851	19,943	
職員人工数	1.05	1.59	1.81	
職員人件費	8,397	12,647	14,348	
嘱託等人件費	4,129	5,204	5,595	
合計 C (A+B)	13,411	19,285	22,480	
C 国庫支出金			723	地域生活支援事業の対象事業である
の 県支出金			361	が、補助金については、障害者
の 市債				(児)移動支援事業費に全額充当、
の 財源				H30からは、同事業の特別促進
内 其他				事業として、財源充当している。
訳 一般財源	13,411	19,285	21,396	

事業成果の点検

評価指標	障害者虐待に係る通報件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	33	28年度	19	29年度	21
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である。本事業の実施内容については、障害者虐待防止法により市の責務とされている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	事業の性質上、受益者負担は想定していない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令により地方自治体に責務が課せられており、阪神間他都市においても同様の事業を実施している。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	障害者虐待防止センターの業務については、法律上、委託することが可能である。なお、平成30年1月から、夜間・休日の通報受付業務を民間会社に委託し、24時間受付体制を整備している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 行政が主体となって取り組むべき事業であるが、幅広い関係機関との協働が不可欠である。

総合評価

平成29年度の総合評価	平成30年1月に開設した保健福祉センターに「障害者虐待防止センター」を設置するとともに、夜間・休日の虐待通報に係る電話受付業務を民間会社に委託することで、常時の通報受付体制を確保しているが、障害者虐待の防止対策については、被虐待者への適切な支援に加え、虐待者が虐待を行わなくなるような支援等も必要であり、より高度な知識と専門性・即応性が求められている。また、障害者虐待防止法の制度内容や虐待通報先を記載したパンフレット等を作成・配布して周知に努めているが、その認知度は依然として低い状況が続いている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 障害者虐待の防止対策については、「障害者虐待防止センター」において、引き続き、専門性や即応性を有する人材の確保・育成に努めるとともに、夜間・休日の場合であっても緊急対応が円滑に行えるよう、支援機関との連携強化に取り組んでいく。また、ホームページやパンフレット等により、当該センターや緊急通報先の一層の周知を図るとともに、虐待防止の意識の醸成に努めていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業費	3A1S	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画等(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	平成14年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。		
行政の取組	08-1 日常生活の支援の充実と権利擁護		
局	健康福祉局	課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	上野 裕司、林 弘之		

事業実施趣旨	障害者自立支援法の施行後、本人による契約が基本となり、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で支障を来すケースがでてきている。本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、本事業にて成年後見人の選任・活動を支援している。
対象(誰を・何を)	知的障害者・精神障害者等、判断能力が不十分な人で、成年後見制度の申立て・利用が困難な人
求める成果(どのような状態にしたいか)	契約や財産管理、身上看護などの様々な場面で、成年後見人が要保護者を見守り、サポートすることで、本人が望む本人らしい生活の実現につなげる。
事業概要	家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立てを行うことは親族等でなければできないこととなり、親族がいない場合は申立てできないことから、市が代わって申立てを行う。また成年後見制度の利用に必要な費用の助成を行う。
実施内容	判断能力が不十分であり、身寄りがない人について、家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立てを行う。「身寄りがない」には親族から虐待を受けていて適切な支援が得られない場合も含む。 また経済的理由で、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、申立に係る費用と後見人に支払う報酬費用の全部又は一部を助成する。 <実績> 平成27年度:市による申立3件、報酬等費用助成12件 平成28年度:市による申立1件、報酬等費用助成14件 平成29年度:市による申立4件、報酬等費用助成32件

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	3,426	6,694	7,324	
役務費	6	30	229	郵送料・申立て手数料
扶助費	3,420	6,664	7,095	後見人報酬・申立て費用の助成
人件費 B	1,568	2,921	4,187	
職員人工数	0.11	0.28	0.44	
職員人件費	880	2,227	3,488	
嘱託等人件費	688	694	699	地域生活支援事業費等補助金
合計 C(A+B)	4,994	9,615	11,511	事業の対象事業であるが、市全体で限度額を上回る実施
C 国庫支出金				状況のため、本事業については
県支出金				実質的に一般財源で実施して
市債				いる。
市債				本人費用負担金
その他	13	11		
一般財源	4,981	9,604	11,511	

事業成果の点検

評価指標	事業の利用件数							単位	件	
目標・実績	目標値	17	達成年度	年度	27年度	15	28年度	15	29年度	36
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 市民や窓口での制度の周知とともに、相談件数や支援を行った(申立と費用助成)件数は増加傾向にある。相談支援事業所等窓口からの適切な引継ぎが増えるにしたいが、今後さらに伸展するものと考えている。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	社会的な権利擁護意識の高まりから、福祉サービスの契約や銀行での入出金などの生活場面の中で、判断力の低下した者は成年後見人がなければ利用を拒否されることが一般化してきているなど、必要性は年々高まっている。他の施策・福祉サービスは原則として本人による契約・申請等を前提としている。それらの能力が欠けてしまったものに、能力を付加するのが成年後見人の選任であり、他のサービスによる代替は不可能である。また身寄りがないものの申立ては実質的に市町村のみ可能であり、本事業の進展が必要である。ただし、後見人の成り手不足といった成年後見制度自体の課題もあり、急速な進展は望めないと思われる。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	資産があるケースには、成年後見人の就任後に求償するなどの方法で、申立て費用、報酬の両面で、一定の負担を担っていただいている。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	後見の申立ては市長が行うものでもあり、行政による措置的な処遇方法である一面もあるため、行政が主体的に実施することが必要である。なお、本人や親族が行う申立てに対する支援、啓発等成年後見に関する諸事業は、成年後見等支援センターの運営を尼崎市社会福祉協議会に委託するなど、可能な委託を行っている。	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容 福祉サービス事業所など、既に専門家と独自に連携し成年後見の申立て支援などを行っているものが多い。

総合評価

平成29年度の総合評価	法の動向等に併せ、報酬が捻出できない低所得者全体を対象とするなど制度的には整備が進んでいる。本事業についても制度の周知とともに利用件数は増加しており、相談窓口との連携など今後とも体制の充実を進めていく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 成年後見等支援センターを設置し、新たな成年後見の担い手として市民後見の推進も進めており、それらの事業と連携しながら成年後見制度利用の進捗に努めている。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	重症心身障害者通園事業体制維持補助金	3A1U	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市重症心身障害者通園事業体制維持補助金交付要綱			
個別計画				
事業開始年度	平成29年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	07 障害福祉費			

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。		
行政の取組			
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業概要

事業実施趣旨	医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所で、看護職員を加配している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助することで、安全かつ継続的なサービスの提供体制を確保する。
対象 (誰を・何を)	尼崎市からの利用者が通所している、兵庫県内の生活介護事業所
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活介護事業所の安全かつ継続的なサービスの提供体制を確保する。
事業概要	医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所で、看護職員を加配している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助する。
実施内容	<p>重症心身障害者が通所する事業所に対して、看護職員の配置に係る支援に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、安全かつ継続的なサービスの提供体制の維持を図る。</p> <p>1 対象要件 平成23年度まで「重症心身障害児(者)通園事業」を実施していた兵庫県内の生活介護事業所(公立施設は除く)で、かつ本市の利用者がいること 看護職員を常勤換算で2人以上配置していること 生活介護サービス費の「人員配置体制加算( )」の届出をしていること 生活介護サービス費の「常勤看護職員等配置加算」の届出をしていること</p> <p>2 対象施設 西宮すなご医療福祉センター</p> <p>3 基準額 補助基準額×看護職員加配人数×補助率 ・補助基準額:看護職1人あたり 1,915千円(ただし、1事業所あたり5人分を最大とする。) ・看護職員加配人数:介護職員の代わりに、看護職員(医療的ケアの担い手)を配置している場合、看護職員と介護職員の雇用に係る人件費の差額(ただし、法定配置を超えて加配した場合の当該超えた常勤換算数の看護職員の人数とする。) ・補助率:尼崎市年間延利用人員数÷当該事業総利用者数</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	3,032	5,107	
補助金補助及び交付金		3,032	5,107	
人件費 B	0	795	872	
職員人工数		0.10	0.11	
職員人件費		795	872	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	0	3,827	5,979	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	0	3,827	5,979	

事業成果の点検

評価指標	本市の延利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)				単位	人
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	28年度	29年度
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った					1,688
	看護職員を加配している生活介護事業所の費用の一部を補助し、事業所の安全かつ継続的なサービスの提供体制が維持されている。					

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所で、看護職員を加配している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助し、安全かつ継続的なサービスの提供体制の維持に寄与している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	尼崎市重症心身障害者通園事業体制維持補助金交付要綱を定め補助事業を実施している。他都市については、西宮市が同様の事業を実施している。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	補助金の支出は行政の責任において実施する必要がある。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	業務の性格上、行政の責任において実施する必要がある。	

総合評価

平成29年度の総合評価	看護職員の配置に係る支援を行うことで、安全かつ継続的なサービスの提供体制を確保するには、市の関与が必要であり、今後も継続が必要である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 安全かつ継続的なサービスの提供体制の維持に寄与するため、今後も引き続き補助を実施していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	3A31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和55年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。				
行政の取組					
局	健康福祉局	課	障害福祉課	所属長名	城間 努

事業概要	身体障害者手帳1級又は2級の所持者で、尼崎市重度心身障害者介護手当の支給対象障害者である者、又はその身体障害の状況が同等である者
事業実施趣旨	身体障害者や住居の状況等から介助による居宅浴室等での入浴が困難な身体障害者に、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する。
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳1級又は2級の所持者で、尼崎市重度心身障害者介護手当の支給対象障害者である者、又はその身体障害の状況が同等である者
求める成果(どのような状態にしたいか)	身体の高潔の保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援する。
事業概要	居宅に移動入浴車を派遣し、事業者が運びこむ浴槽を用いて入浴の提供を行う。
実施内容	(利用回数) 原則として、週1回 (登録事業所) 3箇所 (実施方法) 市内の社会福祉法人3箇所に委託 (平成29年度利用状況) 利用人数 11人 利用回数423回 (自己負担) 税額等による階層区分にて負担

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	6,351	5,596	6,906	
委託料	6,351	5,596	6,906	
人件費 B	2,887	3,480	872	
職員人工数	0.46	0.42	0.11	
職員人件費	2,812	3,341	872	
嘱託等人件費	75	139		
合計 C (A+B)	9,238	9,076	7,778	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
市債				
財源内訳				
一般財源	9,238	9,076	7,778	

事業成果の点検

評価指標	利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	12	28年度	9	29年度	11
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	当該事業の目的から、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、重度身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持等に寄与した。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	在宅の重度身体障害者の清潔の保持及び心身機能の維持等に効果的であり、また、介護者への支援にもつながるものである。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	当該事業は、税額等による階層区分に応じた応負担を求めており、平成24年4月の法改正等に合わせて、その見直しを行った。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業の対象事業となっていることから、阪神間他都市においても実施しており、その水準に大きな差はない。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	社会福祉法人3箇所(平成30年度からは2箇所)にサービスの実施を委託しているが、サービスの利用決定は市が行う必要がある。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	実施主体は市と定められており、実際のサービス提供は事業者が行うが、行政の責任で実施している。	

総合評価

平成29年度の総合評価	重度身体障害者の在宅生活支援の一環として、清潔の保持や心身機能の維持等、また、介護者への支援に必要なサービスである。引き続き適正な事業運営を行っていく。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 委託事業者によって適切なサービス提供が実施されており、引き続き制度の周知を図り事業を実施していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者(児)日中一時支援事業費	3A3B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉課、障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	城間 努、富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業概要

事業実施趣旨	障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労や障害者等を日常的に介護している人の一時的な休息を図る。													
対象(誰を・何を)	障害者総合支援法第5条に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(B型に限る。)及び短期入所のいずれかの支給決定を受けている障害者等													
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者等を一時的に預かることにより、見守りや日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援や一時的な休息を確保する。													
事業概要	市が指定した事業所において日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行う。一時的な預かりが必要な対象者へ支給決定(必要日数/月)を行い、対象者が指定事業所から支援サービスを受けた場合、当該支援サービスに要した費用について、事業者に対し給付費を支給する(代理受領)。													
実施内容	<p>【日中一時支援事業所の指定条件】</p> <p>障害者総合支援法第36条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、同法第5条に定める生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(B型に限る。)及び短期入所のいずれかの事業所指定を受けていること</p> <p>【指定事業所数(平成30年4月現在)】</p> <p>16箇所(うち、市内7箇所)</p> <p>【利用実績(平成29年度)】</p> <table border="1"> <tr> <td>年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)</td> <td>利用回数</td> </tr> <tr> <td>(身障) 5人</td> <td>28回</td> </tr> <tr> <td>(知的) 200人</td> <td>687回</td> </tr> <tr> <td>(児童) 109人</td> <td>243回</td> </tr> <tr> <td>(精神) 0人</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>合計: 314人</td> <td>合計 958回</td> </tr> </table>		年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	利用回数	(身障) 5人	28回	(知的) 200人	687回	(児童) 109人	243回	(精神) 0人	0回	合計: 314人	合計 958回
年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	利用回数													
(身障) 5人	28回													
(知的) 200人	687回													
(児童) 109人	243回													
(精神) 0人	0回													
合計: 314人	合計 958回													

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,976	2,822	5,727	
扶助費	2,976	2,822	5,727	
人件費 B	8,959	12,848	8,119	
職員人工数	0.93	0.82	0.80	
職員人件費	7,438	6,522	6,198	
嘱託等人件費	1,521	6,326	1,921	
合計 C(A+B)	11,935	15,670	13,846	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
市債				
その他				
一般財源	11,935	15,670	13,846	

事業成果の点検

評価指標	延べ利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	人						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	379	28年度	341	29年度	314
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	引き続き、必要なサービス量の確保に努める。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者総合支援法に基づく(地域生活支援事業の任意事業(その他の事業)に位置づけられており、障害者等のいる家庭を支援するほか、18歳以上の障害者について、日中活動系サービス等を利用後(夕方の時間帯)の居場所を確保していくためにも、必要な事業である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	平成24年4月の法改正等に合わせて、利用者負担の見直しを行った。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の対象事業となっていることから、阪神間他都市においても実施しており、その水準等には大きな差はない、今後も利用促進を図っていくため、近隣市のみならず、利用実績の高い自治体の利用条件や加算等についても、比較・検証していく必要がある。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	障害者総合支援法第77条において、実施主体は市と定められている。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状		実施主体は市と定められており、実際のサービス提供は事業者が行うが、行政の責任で実施している。
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	当該事業の利用ニーズに応え、一層の利用促進を図っていくため、平成29年6月から事業所の指定基準の緩和や利用対象者の要件拡大、送迎加算の創設など事業の拡充に取り組んだところであるが、まだ十分な供給体制にあるとは言えず、平成29年度の利用実績はやや減少傾向にある(平成30年3月現在の市内事業所数:7箇所)。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 当該事業の利用促進に向けては、引き続き、指定基準の緩和により対象とした日中活動系サービス事業者への周知や協議等を行い、早期の参入を促していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者(児)医療費助成事業	3A5K	事業分類	ソフ事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和48年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。				
行政の取組	08-1 日常生活の支援の充実と権利擁護				
局	健康福祉局	課	福祉医療課	所属長名	今井 雅雄

事業概要

事業実施趣旨	本人又はその家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、障害のある方が疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象(誰を・何を)	健康保険又は後期高齢者医療保険に加入する身体障害者手帳1～3級・知的障害の重度と中度・精神障害者保健福祉手帳1・2級の市民(所得制限あり)
求める成果(どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に、健康保険又は後期高齢者医療保険による医療費(精神障害者は精神疾患による医療費を除く)のうち自己負担分(一部負担金相当額を除く)を助成する。(所得制限あり)
実施内容	<p>・障害者医療費助成事業 健康保険に加入する身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に医療費の一部を助成。(所得制限額:本人の市民税所得割額23万5千円未満) &lt;対象者数・年間助成総件数&gt; 平成27年度-6,863人・156,066件、平成28年度-6,795人・155,357件、平成29年度-6,752人・156,170件</p> <p>・高齢障害者医療費助成事業 後期高齢者医療保険に加入する身体障害者1～3級、知的障害者IQ50以下及び精神障害者1・2級の市民を対象に医療費の一部を助成。(所得制限額:本人の市民税所得割額23万5千円未満) &lt;対象者数・年間助成総件数&gt; 平成27年度-7,694人・273,056件、平成28年度-7,733人・273,514件、平成29年度-7,724人・274,059件 [市単独事業]</p> <p>身体障害者3級、知的障害中度・精神障害者2級の者、18歳未満の入院負担金無料、本人のみ所得制限あり(県制度は本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり)</p> <p>&lt;平成29年度実績(年間助成総額)&gt; 障害者:1,004,976千円 高齢障害者:785,702千円 &lt;平成30年度当初予算(年間助成総額)&gt; 障害者:998,446千円 高齢障害者:777,359千円</p>

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,820,406	1,847,025	1,831,500	
需用費	972	759	797	受給者証関係等の消耗品費
委託料	54,992	55,418	54,898	事務委託料
扶助費	1,764,435	1,790,678	1,775,805	年間助成総額
使用料及び賃借料		170		コピー機使用料
役務費	7			
人件費 B	29,365	21,995	21,995	
職員人工数	2.44	1.94	1.94	
職員人件費	18,457	15,235	15,235	
嘱託等人件費	10,908	6,760	6,760	
合計 C (A+B)	1,849,771	1,869,020	1,853,495	
C 国庫支出金				
の 県支出金	519,114	542,770	531,091	障害者(児)医療費補助金
市債				(補助率:1/2)
その他	213,079	241,768	235,722	広域連合高額医療費収入
内訳	1,117,578	1,084,482	1,086,682	

事業成果の点検

評価指標	1件当たりの医療費助成額 目標:実績の上段が障害者、下段が高齢障害者の数値(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	円	
目標・実績	目標値	6,650	達成年度	30年度	27年度	6,582	28年度	6,496	29年度	6,436
		2,959				2,786		2,761		2,867
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 1件当たりの医療費助成額が概ね目標値を維持したことから、受給者が負担すべき額(保険診療医療費の1～3割相当額から一部負担金を除いた額)を抑えることができ、本人又はその家庭のさらなる満足度につながった。今後も経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者は医療機関での受診機会が多く、医療費の一部を助成することによって、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減することができる。また、医療費助成を受けることによって安心して医療を受けることができるため、障害者の健康維持に寄与している。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は経済的負担を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正では
見直しの必要性	有 無	ない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と一部負担金を阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較すると、所得制限を緩和し、一部負担金は18歳未満が入院負担なしのため、高水準である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	既に、現物給付の支出経理事務等については、専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会等へ委託済みであるが、現金給付に關しても、他都市の類似事例を参考にすると、担い手のあり方について検討していく。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	県制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見て、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。	

総合評価

平成29年度の総合評価	医療費の一部を助成することにより、本人又はその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。しかし、医療費助成制度の内容が複雑であり、市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでにも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)対策事業費	3A61	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和61年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
行政の取組	08-1 日常生活の支援の充実と権利擁護
局	健康福祉局
課	障害福祉課、障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	城間 努、富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業概要

事業実施趣旨	在宅の重度障害者(児)の経済的負担の軽減や社会参加等を促進する。
対象	心身に一定の障害を有する者及びそれらを介護する者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	手当の支給により常時特別な介護を要する者等の経済的負担の軽減、障害児等が必要な介護が得られない場合の介護人の確保、保健衛生の向上並びに介護知識等の普及を促進することで、障害者等の地域生活を支援する。
事業概要	特別障害者手当等支給事業、重度心身障害者(児)介護手当支給事業、在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業、心身障害者理美容サービス事業、保護者学級
実施内容	<p>&lt; 特別障害者手当等支給事業 &gt;【平成29年度決算 204,048,210円】 精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給。 経過福祉手当 月額14,600円【平成29年度実績20件】 (新規受付無し) 月額14,580円【平成29年度実績90件】(平成29年4月分から手当額変更) 障害児福祉手当 月額14,480円【平成29年度実績8件】(平成27年度遡及支給分) (20歳未満) 月額14,600円【平成29年度実績459件】 月額14,580円【平成29年度実績2,259件】(平成29年4月分から手当額変更) 特別障害者手当 月額26,830円【平成29年度実績1,033件】 (20歳以上) 月額26,810円【平成29年度実績5,034件】(平成29年4月分から手当額変更) &lt; 重度心身障害者(児)介護手当支給事務 &gt;【平成29年度決算 3,091,664円】 障害福祉サービス又は介護保険サービスを受けない心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年に1回(2月)介護手当(年額10万円)を支給する。【平成29年度実績 延べ人数371人】 &lt; 在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業 &gt;【平成29年度決算 80,360円】 保護者が疾病等の事情で心身障害児及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護人を確保する。【平成29年度実績 延べ利用日数14日】 &lt; 心身障害者理美容サービス事業 &gt;【平成29年度決算 482,000円】 介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の障害者(児)に対して理容・美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付。【平成29年度実績 利用枚数241枚】 &lt; 保護者学級 &gt;【平成29年度決算 23,000円】 心身障害者(児)を抱える保護者に対して、心理学者・医師等を講師とした講座・講習を実施する。</p>

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	210,645	207,725	209,555	
報償費	52	80	145	介護人謝礼
委託料	573	505	687	理容・美容出張サービス等委託料
扶助費	210,020	207,140	208,723	特別障害者手当等
人件費 B	11,122	6,587	5,707	
職員人工数	1.30	0.73	0.72	
職員人件費	10,397	5,806	5,707	
嘱託等人件費	725	781		
合計 C(A+B)	221,767	214,312	215,262	(特別障害者手当等)
C 国庫支出金	155,519	152,684	154,453	特別障害者手当等給付費負担金
の 県支出金	1,729	1,546	1,391	交付事業(国3/4)として実施。
財源				(介護手当)
内 市債				重度心身障害者(児)介護手当事業
訳 その他				(県1/2)として実施。
一般財源	64,519	60,082	59,418	

事業成果の点検

評価指標	手当支給延べ件数(特別障害者手当) (法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	6,078	28年度	6,209	29年度	6,050
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った								今後とも、更なる周知を行い、重度障害者の地域生活の安定を図る。

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	特別障害者手当等支給事業は法定事務である。重度心身障害者(児)介護手当支給事業、在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業、心身障害者理美容サービス事業並びに保護者学級は重度障害者等の日常生活の安定や介護者の負担軽減を図るものであり、必要な事業である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直し の 必要性	有 無	事業の性質により、受益者負担を求めることは原則として、適当ではない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても、手当支給事務(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・介護手当)については同様の事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	特別障害者手当等においては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律により実施機関は市と定められている。他の事業のうち、心身障害者理美容サービス事業・保護者学級は委託している。

協働の領域

	市民の領域	行政の領域					内容	特別障害者手当等は法定事務であり、他事業も手当の支給が中心である。
	A	B	C	D	E			
現状								
将来像								

総合評価

平成29年度の総合評価	手当等の支給については、支給対象者が限定されており、また、経過措置的な制度も含まれるため、件数はほぼ横ばい状態にある。障害者手帳の交付手続に含ませて、引き続き制度周知に取り組んでいく。 心身障害者理美容サービス事業については需要があるので引き続き実施していく。 保護者学級については、講演等による情報の提供と保護者間の情報交換の場として必要な事業である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 手当等の支給に関しては、市民への周知を分かりやすく行うとともに、引き続き現運用にて事業を実施していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	3A6P	事業分類	ソフト事業
根拠法令	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。		
行政の取組			
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業概要

事業実施趣旨	在宅の重症心身障害児(者)で、居宅において継続して療養を受ける必要がある者に係る訪問看護療養費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図る。
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aを取得している在宅の重症心身障害児(者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	当事業の実施により、保険診療による費用負担が3割から1割へと軽減されるため、重症心身障害児(者)が安心して在宅生活を送ることができる。
事業概要	訪問看護に要した総額から訪問看護療養費として支給される額及びその他給付金を控除した額から、訪問看護に要した総額の100分の10に相当する額を控除した額を助成する。
実施内容	<p>&lt; 申請の手順 &gt;                      利用者は、いったん医療保険における自己負担額(2~3割相当)を支払い、領収書を持って窓口へ来所。                      申請書等の記入                      利用者の口座に療養費を振り込む。</p> <p>例:訪問看護療養費利用料(自己負担額)3万円の場合                      制度利用前                      3万円 自己負担</p> <p>制度利用後                      1万円 自己負担                      1万円 県                      1万円 市</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	245	532	1,180	
扶助費	245	532	1,180	訪問看護療養費利用料助成
人件費 B	799	875	872	
職員人工数	0.10	0.11	0.11	
職員人件費	799	875	872	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,044	1,407	2,052	
C 国庫支出金				
県支出金	122	265	589	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業補助金(県1/2)
市債				
その他				
一般財源	922	1,142	1,463	

事業成果の点検

評価指標	実利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	8	28年度	7	29年度	12
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 引き続き制度の周知を図る。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	重症心身障害児(者)の自宅療養においては、訪問看護の利用が必要となる場合があるが、当事者及び扶養義務者の経済的負担も大きいと見られるため、負担金の補助は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、重症心身障害児(者)の在宅医療費を軽減するものである。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の他都市においても、概ね類似の制度が実施されている。
---------------	-------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	訪問看護に係る助成金の支出については、市で行う事務である。
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状		訪問看護に係る助成金の支出については、市で行う事務である。
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度は新たに重度の心身障害児を対象とする訪問看護事業所が増えたこともあり、利用者が増加した。引き続き制度周知に取り組んでいく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 市民への周知を分かりやすく行うとともに、引き続き現運用にて事業を実施していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害福祉サービス事業者指定等事業費	3A6X	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。				
行政の取組					
局	健康福祉局	課	障害福祉課	所属長名	城間 努

事業概要	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者、移動支援事業者、日中一時支援事業者の指定等を行う。
対象 (誰を・何を)	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者、移動支援事業者、日中一時支援事業者及びこれらの事業を行う者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	事業を行おうとする者に対して、事業所指定等に関する相談や情報提供を行うとともに、法令に基づく適切な事業所指定等を行う。また、実地指導等を行い、適正な事業運営やサービス向上を図る。
事業概要	事業所指定申請書等の受理及び指定等及び事業所管理システムによる台帳への登録及び管理、事業者への実地指導並びに事業所指定等に関する情報の発信を行う。
実施内容	<p>地域主権一括法に基づき平成24年度より障害福祉サービス事業者等の指定等及び実地指導等の業務が県から移譲された。また、平成25年度より県条例に基づき業務管理体制の事務も移譲され、事業者等の管理等を一体的に行うようになった。</p> <p>平成29年度 ・指定件数 93件 ・実地指導回数 109事業所</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,295	3,145	1,677	
旅費	59	94	125	研修等に係る旅費
需用費	329	308	321	消耗品の購入
委託料		1,836	216	システム改修経費
使用料及び賃借料	907	907	1,015	システム使用料
人件費 B	34,317	38,406	37,046	
職員人工数	3.00	3.52	3.35	
職員人件費	23,994	27,998	26,556	
嘱託等人件費	10,323	10,408	10,490	
合計 C (A+B)	35,612	41,551	38,723	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債	164	183	58	兵庫県移譲事務市町交付金
その他				
一般財源	35,448	41,368	38,665	

事業成果の点検

評価指標	申請書等(指定、更新、変更、加算、休止、廃止)受理後の処理件数(事業所からの書類提出件数であるため、成果指標の設定は不可)	単位	件						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	2,042	28年度	2,015	29年度	2,096
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	適正に業務を行った。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	登録手数料の徴収については、兵庫県、神戸市、姫路市、西宮市及び明石市とも徴収しておらず、本市のみ徴収することは難しい。今後も県、各市の動向を注視する。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県内では政令市である神戸市並びに中核市である姫路市、西宮市及び明石市が同様の業務を行っている。また、事業者を管理登録するシステムについては、県及び各市とも同じ業者のシステムを使用している。法令に基づく事務であり、条例委任部分についても各市とも県の動向に合わせているため、業務内容に特段の差異は見られない。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	行政の責任において実施する必要がある(システムの使用を除く)。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 業務の性格上、行政の責任において実施する必要がある。

総合評価

平成29年度の総合評価	平成24年度より県から移譲された事務である。事業者数や届出書類等の増加により事務量が増加したため、26年度より嘱託職員を2名増員し、事務の整理を行いつつ、適正に業務を行った。また、事業所への指導及び監査を強化していくため、平成28年度より職員を1名増員し、対応しているが、引き続き専門的な知識を有する職員の確保や指導等を強化していくための段階的な増員が課題となっている。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 ・庁内において、事業者指定については介護保険事業担当と、実地指導については法人指導課との共同業務が多いため、引き続き情報を共有する等連携をはかり、適正に業務を行う。また、利用者への適切なサービス提供を確保するため、事業所への指導等の強化に取り組んでいく。 ・第7次地方分権一括法において、指定障害児通所支援事業者の事業者指定、立入検査等の業務や業務管理体制の整備に関する届出の受理等、中核市への権限移譲が平成31年4月に施行される予定であるため、その準備を進めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者自立支援制度支給関係事業費	3A71	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。				
行政の取組					
局	健康福祉局	課	障害福祉課、障害福祉政策担当	所属長名	城間 努、富田 憲幸

事業実施趣旨	障害者自立支援制度に関する事務経費
対象 (誰を・何を)	障害者自立支援制度に関する事務経費
求める成果 (どのような状態にしたいか)	障害者自立支援制度の周知を図るとともに、支給決定に必要な調査及び医師意見書の作成並びにサービス費の円滑な支給等を行う。
事業概要	障害福祉サービス支払手数料、障害支援区分認定審査医師意見書作成料、印刷費等消耗品、調査等旅費、自立支援協議会学識経験者謝礼
実施内容	<p>[平成29年度実績(主なもの)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市自立支援協議会委員報償費： @10,000 × 延べ34人</li> <li>・障害支援区分認定調査等旅費、研修説明会等旅費</li> <li>・障害者自立支援制度にかかる消耗品・印刷費用等</li> <li>・認定審査会医師意見書作成件数： 1,300件</li> <li>・国保連合会支払事務委託料 (障害福祉サービスの支払審査事務の委託料)： @130 × 85,393件</li> <li>・障害支援区分認定調査等における高速道路使用料</li> <li>・国保連合会とのデータ連携用回線使用料・通信料 等</li> </ul>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	17,364	19,138	23,934	
報償費	568	429	1,537	協議会委員報償費
需用費	1,219	1,150	1,216	
役務費	4,953	5,890	7,992	医師意見書作成手数料
委託料	10,096	11,101	12,113	国保連支払事務委託料
その他	528	568	1,076	
人件費 B	54,722	7,271	13,200	
職員人工数	1.45	0.65	1.00	
職員人件費	11,597	5,170	6,490	
嘱託等人件費	43,125	2,101	6,710	
合計 C (A+B)	72,086	26,409	37,134	
C の財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	72,086	26,409	37,134	

事業成果の点検

評価指標	障害福祉サービス支払事務委託件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	71,028	28年度	77,661	29年度	85,393
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った								障害福祉サービス費の支払等に要する経費であることから、特に、目標値は設定しない。

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者自立支援制度の適正かつ円滑な事業運営のために必要な経費である。障害福祉サービスの支払事務、障害支援区分認定審査及び調査等を円滑に行っている。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	事業実施に伴う事務経費であるため、受益者負担は発生しない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務事業等の執行に必要な経費であり、他都市においても同様である。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	障害福祉サービスの支払事務の一部については、国民健康保険団体連合会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	業務の性格上、支払事務の一部を委託しているが、行政の責任において実施する必要がある。	

総合評価

平成29年度の総合評価	障害者自立支援制度の施行後、障害福祉サービスの利用件数は年々増加傾向にあるため、支払審査事務の委託や認定審査会の運営等、適正な事務の執行に努めている。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 年々件数が増加傾向にある請求事務に対応していくため、重複チェックなどを行う請求審査システムを活用するなど、引き続き、適切かつ円滑な制度運営に努めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者福祉ホーム事業補助金	3A9R	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。		
行政の取組			
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業概要

事業実施趣旨	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助する。
対象(誰を・何を)	尼崎市からの入所者を受け入れている施設(福祉ホーム)
求める成果(どのような状態にしたいか)	受入れ施設(福祉ホーム)の適正かつ円滑な運営を図る。
事業概要	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助している。
実施内容	<p>障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、福祉ホームの適正かつ円滑な運営を図る。</p> <p>1 対象施設 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設置及び運営に関する基準を満たす福祉ホームを運営する社会福祉法人等 ・精神障害者福祉ホーム 鎌倉荘 4名</p> <p>2 基準額 ・知的障害者福祉ホーム (216,580円 + 7,350円) × 本市入居者月初日(在籍延人員 / 定員) ・精神障害者福祉ホーム 227,670円 × 本市入居者月初日(在籍延人員 / 定員) ・身体障害者福祉ホーム ・定員5人～9人 3,216,000円 ÷ 12月 × 本市入居者月初日(在籍延人員 / 定員) ・定員10人～19人 3,833,000円 ÷ 12月 × 本市入居者月初日(在籍延人員 / 定員) ・定員20人～29人 5,068,000円 ÷ 12月 × 本市入居者月初日(在籍延人員 / 定員)</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	573	847	904	
補助金補助及び交付金	573	847	904	
人件費 B	240	239	238	
職員人工数	0.03	0.03	0.03	
職員人件費	240	239	238	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	813	1,086	1,142	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
市債				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	813	1,086	1,142	

事業成果の点検

評価指標	入所者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	4	28年度	3	29年度	4
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営がなされている。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営に寄与している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	地域生活支援事業の実施について(平成18年8月1日 障発第0801002号)に基づき「尼崎市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱」を定め実施している。近隣他都市においても概ね同水準で実施している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	内容 福祉ホームを円滑に運営できるよう、補助を行っている。

総合評価

平成29年度の総合評価	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として運営する福祉ホームに要する費用の一部を補助し、施設の安定的な運営及び障害者の福祉の増進に寄与している。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 施設の安定的な運営に寄与するため、今後も引き続き補助を実施していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	3AB1	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担金補助交付要綱			
個別計画				
事業開始年度	昭和45年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	07 障害福祉費			

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。		
行政の取組			
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業実施趣旨	心身障害児の療育のために施設利用が必要であるが、扶養義務者の経済的負担も大きい。その軽減を図るために事業を実施するものである。
対象 (誰を・何を)	児童福祉施設を利用する児童の扶養義務者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	施設利用についての経済的負担を軽減し、心身障害児の療育を促進する。
事業概要	児童福祉施設を利用する心身障害児の扶養義務者が納入した費用の2分の1を助成する。
実施内容	<p>&lt;対象者&gt; 市内に居住し、次の児童福祉施設を利用する児童の扶養義務者 ・障害児入所施設 ・児童福祉法第27条第1項第3号の措置に代えて、医療型障害児入所施設と同様の治療等を行う指定医療機関 ・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)施行前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、それ以外の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の指定を受けていた施設</p> <p>&lt;補助方法&gt; ・申請があった扶養義務者に対し、施設利用者負担金(食費・光熱費、医療費、日用品費等を除く定率負担額)に2分の1を乗じて得た額を補助する。 ・滞納があった場合は、その額については補助しない。 ・負担金が生じた月から2年を超えたときは、当該月分の申請はできない。</p>

事業費 (単位:千円)				
事業費 A	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
負担金補助及び交付金	3,064	2,919	3,290	
人件費 B	1,600	1,750	1,268	
職員人工数	0.20	0.22	0.16	
職員人件費	1,600	1,750	1,268	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	4,664	4,669	4,558	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	4,664	4,669	4,558	

事業成果の点検

評価指標	申請件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	1,150	28年度	1,022	29年度	1,087
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成やや達成できず下回った 対象者には個別に通知している。年度によって施設利用者数に変動がある。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	心身障害児の療育のために施設利用が必要であるが、扶養義務者の経済的負担も大きい。負担金の補助は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間の他市においても類似の制度が実施されており、概ね同水準である。
---------------	------------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	補助金事業は市で行う事業である。
委託等の可能性			
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容 補助金事業は市で行う事業である。
現状			
将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	年度によって施設利用者数に変動があり、対象者数も変動するため、引き続き利用者への周知に取り組んでいく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 他の制度との整合やサービス利用に係る適正負担のあり方等を検証しながら、引き続き取り組んでいく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者(児)自立支援事業費	3A11	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉課、障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	城間 努、富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業概要

事業実施趣旨	障害者(児)の地域での生活の安定を進め、また、就労等による社会参加及び自己実現を促す。
対象 (誰を・何を)	障害者及び障害児
求める成果 (どのような状態にしたいか)	障害のある人が社会の中で障害のない人と同様に生活し、活動することができる。
事業概要	障害のある人がホームヘルプや通所サービス等の支援を受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービスの提供に係る自立支援給付費等を支給する(法定代理受領)。
実施内容	<p>&lt;平成29年度実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費等事業費(介護給付、訓練等給付、相談支援等):8,584,744千円</li> <li>介護給付費等事業費(措置分):11,111千円</li> <li>グループホーム等利用家賃補助:25,614千円</li> </ul>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	8,088,092	8,621,469	9,122,596	
扶助費	8,088,092	8,621,469	9,122,596	介護給付費等事業費等
人件費 B	57,314	63,130	55,148	
職員人工数	3.64	6.07	4.70	
職員人件費	29,112	48,281	36,969	
嘱託等人件費	28,202	14,849	18,179	
合計 C(A+B)	8,145,406	8,684,599	9,177,744	障害者自立支援給付等負担(補助)金(介護給付等事業)事業として実施(国1/2、県1/4)
C 国庫支出金	3,951,685	4,139,449	4,444,553	なお、訪問系サービスについては
県支出金	2,012,640	2,098,977	2,249,100	国庫負担基準が別に定められており、当該基準を所要額が上回っているため、超過負担が生じている。
市債				
その他	659	550	77	
一般財源	2,180,422	2,445,623	2,484,014	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	自立支援医療等事業費	3A1A	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課、南部保健福祉センター地域保健課
所属長名	城間 努、塩谷 健一郎、山崎 賢一、堀池 香

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(児)の障害を除去あるいは軽減するために必要な手術や療養介護などにかかる医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
対象	身体障害者(児)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	身体障害者(児)の障害を除去あるいは軽減することを目的とした医療の費用助成を行うことで、職業能力を増進するなど、社会生活や日常生活を容易にする。また、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者の生活の安定を図る。
事業概要	健康保険適用額及び自己負担額等を差し引いた金額の助成を行う。
実施内容	<p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【更生医療】18歳以上で身体障害者手帳を有する者</li> <li>【育成医療】既存疾患を放置する将来において障害を残すと認められる児童</li> <li>【療養介護医療】療養介護を利用している者</li> </ul> <p>(対象となる障害)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【更生医療・育成医療】</li> </ul> <p>次の ~ の内、医療を行うことによって障害が軽減等されるか、機能維持の効果が期待できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由 視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語・そしゃく機能障害 内臓障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸、肝臓機能によるもの) 更生医療は心臓、じん臓、小腸、肝臓機能に限る。 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害 先天性の内臓機能障害( を除く・育成医療のみ)</li> <li>【療養介護医療】</li> </ul> <p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者</li> </ul> <p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【更生医療・育成医療】</li> </ul> <p>自己負担額を医療費の1割とする。なお、所得に応じて月額自己負担上限額の設定がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【療養介護医療】</li> </ul> <p>本人収入や世帯区分状況に応じて算定する。</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,425,974	1,466,651	1,519,793	
委託料	491	455	445	診療報酬等支払審査委託料
扶助費	1,425,483	1,466,196	1,519,348	自立支援等医療費
人件費 B	13,200	6,211	5,732	
職員人工数	1.61	0.65	0.60	
職員人件費	11,399	5,170	4,613	
嘱託等人件費	1,801	1,041	1,119	
合計 C(A+B)	1,439,174	1,472,862	1,525,525	
C 国庫支出金	720,623	763,467	759,673	自立支援医療等事業費負担金事業
県支出金	359,684	379,894	379,836	(国1/2、県1/4)及び自立支援制度
市債				関係事業費補助金事業(県3/4)として実施。
その他				
一般財源	358,867	329,501	386,016	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	身体障害者手帳交付事業費	3A6W	事業分類	法定事業
根拠法令	身体障害者福祉法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度(中核市移行に伴い委譲)		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。				
行政の取組					
局	健康福祉局	課	障害福祉課	所属長名	城間 努

事業実施趣旨	平成21年度に中核市へと移行したことにより、身体障害者手帳交付事務の実施責任者となった。																																
対象 (誰を・何を)	身体障害者福祉法に定める障害の範囲に該当する身体上の障害を有する者																																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民に対して適切かつ迅速に、身体障害者手帳を交付する。																																
事業概要	身体障害者福祉法に定める障害の範囲に該当する身体上の障害を有する者に対して身体障害者手帳を交付する。(視覚障害、聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害)																																
実施内容	<p>・平成29年度新規交付件数</p> <p>18歳未満 30人</p> <p>18歳以上 1,277人</p> <p>・手帳所持者数(平成30年3月31日時点)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>18歳未満</td> <td>18歳以上</td> <td>総数</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>189人</td> <td>6,750人</td> <td>6,939人</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>54人</td> <td>3,893人</td> <td>3,947人</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>51人</td> <td>4,692人</td> <td>4,743人</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>32人</td> <td>5,185人</td> <td>5,217人</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>9人</td> <td>1,104人</td> <td>1,113人</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>13人</td> <td>969人</td> <td>982人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>348人</td> <td>22,593人</td> <td>22,941人</td> </tr> </table>		18歳未満	18歳以上	総数	1級	189人	6,750人	6,939人	2級	54人	3,893人	3,947人	3級	51人	4,692人	4,743人	4級	32人	5,185人	5,217人	5級	9人	1,104人	1,113人	6級	13人	969人	982人	計	348人	22,593人	22,941人
	18歳未満	18歳以上	総数																														
1級	189人	6,750人	6,939人																														
2級	54人	3,893人	3,947人																														
3級	51人	4,692人	4,743人																														
4級	32人	5,185人	5,217人																														
5級	9人	1,104人	1,113人																														
6級	13人	969人	982人																														
計	348人	22,593人	22,941人																														

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	636	623	637	
需用費	636	623	637	手帳刀バー等消耗品費
人件費 B	20,574	39,437	12,626	
職員人工数	3.52	4.29	1.01	
職員人件費	18,842	34,123	8,006	
嘱託等人件費	1,732	5,314	4,620	
合計 C(A+B)	21,210	40,060	13,263	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
財源 其他				
内訳 一般財源	21,210	40,060	13,263	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害児通所支援等給付費	3D61	事業分類	法定事業
根拠法令	児童福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。				
行政の取組					
局	健康福祉局	課	障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課	所属長名	城間 努、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業実施趣旨	障害のある児童がそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばす。
対象 (誰を・何を)	障害児
求める成果 (どのような状態にしたいか)	日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、理学療法等の機能訓練、その他必要な支援を行うことで、児童の自立が助長される。
事業概要	障害のある児童が児童発達支援(医療型を含む)などを受けるに当たり、その支援を行う事業者に対し、サービス提供にかかる障害児通所支援等給付費を支給する(法定代理受領)。
実施内容	<p>&lt;平成29年度実施内容&gt;</p> <p>障害児通所支援等給付費:1,596,792千円</p> <p>(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援)</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,330,934	1,596,792	1,732,536	
委託料	16	14	13	診療報酬支払審査委託料
扶助費	1,330,918	1,596,778	1,732,523	障害児通所支援等給付費
人件費 B	23,076	27,476	24,775	
職員人工数	2.05	1.90	1.86	
職員人件費	16,395	15,113	14,601	
嘱託等人件費	6,681	12,363	10,174	
合計 C(A+B)	1,354,010	1,624,268	1,757,311	
C 国庫支出金	657,670	791,732	866,261	障害児通所支援等給付費負担
の 県支出金	328,835	395,866	433,129	(補助)金として実施(国1/2、県1/4)
の 市債				
財源 其他				
内訳 一般財源	367,505	436,670	457,921	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(あこや学園)	3J1K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立あこや学園の設置及び管理に関する条例			
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)			
事業開始年度	昭和38年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	10 児童福祉費			
目	35 あこや学園費			

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。		
行政の取組			
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業概要	児童福祉法第43条に規定する福祉型児童発達支援センターとして、市内に居住する1歳6か月以上から就学前までの発達に遅れのある幼児に療育指導を行う。通園バスで送迎し、クラス別、個別療育や保護者集会等を通して園児の成長発達を促すとともに家庭と連携して療育を行っている。
対象 (誰を・何を)	知的障害児とその保護者等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	集団生活を通して園児の社会性をのばし、自立に必要な生活習慣を体得させることで、園児の全面的な成長や発達を促す。
事業概要	指定管理者が管理運営を行うことにより、効果的な施設運営を図り、管理運営経費の縮減を行いつつ、サービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月から指定管理者制度を導入</li> <li>指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間)1期目</li> <li>指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団</li> </ul> <p>2 施設概要</p> <p>竣工年 平成18年(尼崎市三反町1丁目1-1)</p> <p>構造等 鉄骨造2階建て</p> <p>延べ床面積 965.12㎡、敷地面積 2,275.22㎡</p> <p>施設種別: 児童福祉法第43条に基づく、児童発達支援センター</p> <p>3 事業内容、実績</p> <p>発達の遅れのある1歳6か月以上から就学前までの幼児の療育施設として通園バスで送迎し、家庭との連携を密にしながらクラス別、個別療育や保護者学習会等を通して園児の全面的な成長、発達を促す。</p> <p>平成30年3月1日現在在籍児童数: 47名</p>

事業費 (単位:千円)				
事業費 A	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
委託料	134,595	143,069	146,196	
人件費 B	1,245	1,924	1,394	
職員人工数	0.10	0.17	0.11	職員人工数は、3J1P(指定管理関係経費(あこや学園))を含めて計上
職員人件費	799	1,352	872	
嘱託等人件費	446	572	522	
合計 C(A+B)	135,840	144,993	147,590	
C 国庫支出金				その他財源は、自己負担金、給食費及び障害児通所支援事業収入を計上
の 県支出金				
の 市債				
の 財源内訳				
その他	92,664	76,976	80,459	
一般財源	43,176	68,017	67,131	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	指定管理関係経費(あこや学園)	3J1P	事業分類	施設管理運営
根拠法令				
個別計画				
事業開始年度	平成29年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	10 児童福祉費			
目	35 あこや学園費			

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。		
行政の取組			
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業概要	あこや学園の給食室の調理器具の修理を行う。
対象 (誰を・何を)	あこや学園
求める成果 (どのような状態にしたいか)	施設利用児に給食を安全に提供できるように、必要な調理器具の修理を行う。
事業概要	あこや学園の給食室の調理器具の修理を行う。
実施内容	経年劣化により故障した調理器具であるスチームコンベクションの修理を行う。

事業費 (単位:千円)				
事業費 A	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
需用費	0	631	105	
委託料		631		
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				職員人工数は、3J1K(あこや学園管理運営事業)に合計して計上
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	631	105	
C 国庫支出金				その他財源は、自己負担金、給食費及び障害児通所支援事業収入を計上
の 県支出金				
の 市債				
の 財源内訳				
その他				
一般財源	0	631	105	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(たじかの園) 3K1A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例	会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有) 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)	款	15 民生費
事業開始年度	昭和42年度	項	10 児童福祉費
		目	40 たじかの園費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	児童福祉法第43条に規定する医療型児童発達支援センターとして、市内に居住する就学前の肢体不自由児に対して、医師、理学療法士、指導員などの専門職員が診断・検査・観察を行い、それぞれの症状に応じた機能訓練、言語訓練、生活指導、保育などを個別的、集団的に行う。
対象(誰を・何を)	肢体不自由児とその保護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	肢体不自由児が機能訓練や生活指導を受けることで、将来、社会において自立ができるようになることを目指す。また、保護者とともに通園することで、保護者に機能訓練や療育の方針、方法を会得してもらい、家庭においても保護者を中心に実施してもらう。
事業概要	指定管理者が管理運営を行うことにより、効果的な施設運営を図り、管理運営経費の節減を行いつつ、サービスの向上を図る。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月から指定管理者制度を導入</li> <li>指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間) 1期目</li> <li>指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団</li> </ul> <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工年 昭和60年(尼崎市三反田町1丁目1-1、教育・障害福祉センター内1階部分)</li> <li>構造等 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建て</li> <li>延べ床面積 1,158.11㎡、敷地面積 1,159.65㎡</li> </ul> <p>3 事業内容、実績</p> <p>肢体不自由な児童が保護者とともに通園して、将来、社会において自立ができるよう、保護者に機能訓練や療育の方針・方法を会得してもらい、家庭においても保護者を中心に実施してもらうことを目的としている。</p> <p>平成30年3月1日現在在籍児童数: 37名</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	142,304	152,159	152,269	
委託料	142,304	152,159	152,269	
人件費 B	1,245	1,352	1,394	
職員人工数	0.10	0.17	0.11	
職員人件費	799	1,352	872	
嘱託等人件費	446		522	
合計 C(A+B)	143,549	153,511	153,663	
C 国庫支出金				その他財源は、自己負担金、給食費及び障害児通所支援事業収入を計上。
の 県支出金	3	14	15	
市債				
その他	51,467	43,955	50,080	
内訳 一般財源	92,079	109,542	103,568	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	指定管理関係経費(たじかの園) 3K1G	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立たじかの園の設置及び管理に関する条例	会計	01 一般会計
個別計画		款	15 民生費
事業開始年度	昭和42年度	項	10 児童福祉費
		目	40 たじかの園費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	複合施設である教育・障害福祉センターの光熱水費、消耗品費及び施設維持管理経費を面積按分で負担している。
対象(誰を・何を)	たじかの園
求める成果(どのような状態にしたいか)	通園児が快適に施設を利用することができるよう、安全性及び衛生面を確保し、通園児に対する福祉の増進を図る。
事業概要	たじかの園の維持管理を行う。
実施内容	<p>尼崎市立たじかの園における維持管理経費の負担</p> <p>尼崎市立たじかの園は、複合施設である「教育・障害福祉センター」内にあり、その維持管理経費については、教育総合センター、立花体育館及び身体障害者福祉センターとの占有面積按分にて各々負担している。</p> <p>(面積按分率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>たじかの園 17.05%</li> <li>庁舎管理課 49.19%</li> <li>立花体育館 19.21%</li> <li>身体障害者福祉センター 14.55%</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	6,593	7,033	7,794	
需用費	2,762	2,702	3,097	光熱水費、修繕費等
役務費	15	19	21	受水槽等清掃業務手数料
委託料	3,816	4,312	4,676	施設維持管理業務委託料
工事請負費				
人件費 B	799	1,447	1,189	
職員人工数	0.10	0.11	0.15	
職員人件費	799	875	1,189	
嘱託等人件費		572		
合計 C(A+B)	7,392	8,480	8,983	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	7,392	8,480	8,983	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者安心生活支援事業費	3A1B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成29年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業概要	障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の高齢化や重度化、「親亡き後」に備えるため、地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点等」の整備に必要な機能を設置し、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援する。
対象 (誰を・何を)	障害者等、障害児の保護者、障害者(児)の介護を行う者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	様々な支援を切れ目なく提供できる体制の整備を図ることで、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようになる。
事業概要	障害者等の地域生活を支援していくために必要な機能を持つ「地域生活支援拠点等」を整備するとともに、これらの機能を担う地域の関係機関との連携強化等を図る。
実施内容	<p>「地域生活支援拠点等」の整備に必要な機能である「緊急時の受け入れ・対応」、「専門性」、「地域の体制づくり」の機能を設置するため、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の受け入れ・対応(居室の確保、直接支援)</li> <li>地域生活支援拠点等の各機能を担う事業者等に対する専門的な指導・助言・人材育成の支援</li> <li>地域の関係機関との連携強化</li> <li>地域の関係機関等に対する各種情報の収集・提供及び事前相談・助言</li> <li>地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整</li> </ul> <p>(実施方法)</p> <p>社会福祉法人に委託(コーディネーターを1名配置、居室(1部屋)の確保)。</p> <p>(事業実績(主なもの))</p> <p>延べ相談件数(平成29年度 平成30年1月～) 30件 ネットワーク会議(グループホーム、短期入所) 2回開催、ケースカンファレンス 5回開催、事業所聞き取り調査、各種研修への参加等</p>

事業費	(単位:千円)			
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	9,496	14,249	
委託料		9,496	14,249	
人件費 B	0	5,755	7,381	
職員人工数		0.32	0.79	
職員人件費		2,545	6,262	
嘱託等人件費		3,210	1,119	
合計 C(A+B)	0	15,251	21,630	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	0	15,251	21,630	

事業成果の点検

評価指標	グループホームの利用者数	単位	人
目標・実績	目標値 391	達成年度	32年度
	27年度 243	28年度 264	29年度 279
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		
	グループホームについては、これまで国の補助制度を活用するなどし、整備の促進に努めてきており、また、障害のある人の親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まりによって、利用者数は増加傾向にある。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、「障害福祉計画等に係る国の基本指針(国告示)において、市町村障害福祉計画に定めるべき目標とされた「地域生活支援拠点等」の整備に必要不可欠なものであり、その事業内容は、当該拠点が有すべき機能(「緊急時の受け入れ・対応」、「専門性」、「地域の体制づくり」)の設置に資するものであることから、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすために有効な事業となっている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	サービス提供体制の整備等は行政が担うべき責務であり、受益者負担を求める性質のものではない。なお、障害福祉サービス等を利用した場合は、負担能力に応じた利用者負担が設定されている。
見しよの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	地域生活支援拠点等の整備状況
	市町村数(割合) 圏域数(割合)
全国数	1,718 (100.0%) 352(100.0%)
平成29年9月時点における整備状況	42 (2.4%) 11 (3.1%)
平成29年度末までに整備予定	117 (6.8%) 43 (12.2%)

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	平成29年度から社会福祉法人福成会に委託しているが、市や相談支援事業者との密接な連携を必要とする場合もある。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 行政と委託先が連携して事業を実施している。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度から当該事業を委託実施し、「緊急時の受け入れ・対応」や「地域の体制づくり」等の機能を確保するとともに、その他必要な機能については、「基幹相談支援センター」をはじめとした地域の複数機関が分担することで、本市における「地域生活支援拠点(面的整備型)」を整備している。なお、当該事業により配置したコーディネーターが、グループホームや短期入所の事業所を直接訪問し、聞き取り調査等を行うことで運営状況等の把握に取り組んでおり、また、これら指定事業所のネットワーク会議を立ち上げて、事業所間の情報共有や連携強化を図るとともに、利用状況の把握や情報提供の方法等についても協議を進めている。今後、課題の検証等を進めていく中で、当該拠点を持つ機能を高めていくとともに、グループホームや短期入所等が必要な時に利用できるよう、指定事業所や関係機関との一層の連携強化に取り組む必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 障害のある人の地域生活の支援については、本市の「地域生活支援拠点」が持つ機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、委託法人や地域の関係機関等との協議を進めていく。特に、必要な時にグループホーム等の利用ができるよう、指定事業所の利用状況等の情報提供に取り組むほか、ネットワーク会議を定期的に開催し、事業所間の情報共有や連携強化を図っていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者(児)相談支援事業費	3A1R	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課、疾病対策課
所属長名	富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一、針谷 健二

事業概要

事業実施趣旨	障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助とともに、関係機関との連絡調整等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援する。
対象(誰を・何を)	障害者(児)、障害児の保護者又は障害者(児)の介護を行う者
求める成果(どのような効果にしたいか)	障害者等が自らが希望する場所で、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようになる。
事業概要	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。
実施内容	<p>【障害者相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容: 福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など</li> <li>・実施方法: 社会福祉法人に委託(6法人・7施設)</li> <li>・事業実績: 延べ相談回数(平成29年度) 20,313回</li> </ul>
	<p>【障害児等療育支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容: 在宅支援(訪問・外来)療育等指導事業、支援施設一般指導事業など</li> <li>・実施方法: 社会福祉法人に委託(5法人・5施設)</li> <li>・事業実績: 延べ支援件数(平成29年度) 訪問 235件、外来 1,829件、施設 173件</li> </ul>
	<p>【基幹相談支援センター等機能強化事業(平成29年度から実施)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容: 計画・一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など</li> <li>・実施方法: 社会福祉法人に委託(相談支援専門員を2名配置)</li> <li>・事業実績: 延べ相談回数(平成29年度) 144回 各種会議の開催(指定特定・障害児相談支援事業所担当者会など)</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	99,388	111,167	112,447	
委託料	99,388	111,167	112,447	
人件費 B	24,984	30,547	30,359	
職員人工数	2.16	2.58	2.33	
職員人件費	16,795	20,521	18,470	
嘱託人件費	8,189	10,026	11,889	
合計 C(A+B)	124,372	141,714	142,806	
C 国庫支出金の財源内訳				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当、基金運用収入(市民福祉振興基金)
市債			451	
その他			142,355	
一般財源	124,372	141,714	142,355	

事業成果の点検

評価指標	委託相談支援事業所における延べ相談回数							単位	回	
	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率								%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	32年度	27年度	17,826 14.1	28年度	19,020 22.3	29年度	20,313 42.1
	平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った 当該事業の目的から判断すると、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等に伴い、相談回数は依然として増加傾向にある。 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画(以下「利用計画」という。)の作成達成率は増加傾向にあるが、本来、全支給決定者・児への作成が必須であるため、早期達成に努める必要がある。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むために、障害者やその保護者、介護者等の多様な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことを目的としたものであり、障害者総合支援法に基づき「地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	相談支援は行政サービスの一環であり、受益者負担を求める性質の事業ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の必須事業として実施しており、阪神間の自治体においても、そうした専門の知識やノウハウを持った事業所に委託して実施している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全を実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	障害のある市民等からの相談に応じる一般の相談支援については、行政府機関と同様に委託先でも担っているが、権利擁護を実現するための障害福祉サービスの支給決定や措置についての決定権は行政のみである。

協働の領域	市民の領域					行政の領域					内容	
	A	B	C	D	E							
現状												行政と委託先が連携して事業を実施している。
将来像												

総合評価

平成29年度の総合評価	委託相談支援事業所の延べ相談回数は、平成29年度も依然として増加傾向にあり、また、相談窓口の市民への認知も一定進んでいることから、今後も相談支援のニーズは高まっていくことが見込まれる。また、相談内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所における支援力の向上を図るため、「あまがさき相談支援連絡会」を定期的に開催して、事業所間の連携強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」に配置した相談支援専門員が事例検討や研修等を企画・立案することで、相談員のスキルアップを図っている。 さらに、利用計画の作成を促進していくため、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員や委託相談支援事業所が中心となり、相談支援事業所の担当者会や障害種別ごとの「グループ勉強会」、新設の事業所や経験の浅い相談支援専門員を対象とした「書き方教室」を定期的に開催するほか、個別の相談対応も行うことで、相談支援事業所の人材育成や連携強化に取り組んでいる。その結果、平成29年度末の利用計画の作成達成率は42.1%(全支給決定者・児5,214人に対して2,197人を作成)と大幅に増加しているが、本来、全支給決定者・児への作成が必須であるため、達成率の更なる増加に取り組む必要がある。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>拡充</b> 委託相談事業所の知識や支援力の向上については、引き続き、現在の取組を進めながら、本市の相談支援体制のあり方や方向性等の共有を図り、一層の連携強化に取り組んでいく。また、利用計画の作成促進に向けては、「基幹相談支援センター」が担うべき機能や業務が円滑かつ効果的に進むよう、委託法人とも連携を密に図りながら、事業所向けの研修会や連絡会等を定期的に開催していく。併せて、増加する相談回数への対応や利用計画の作成促進に向けて、委託相談支援事業所の体制強化等について検討を進めていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	重度障害者入院時コミュニケーション支援助成事業費	3A25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
行政の取組	
局	健康福祉局
課	障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	城間 努、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業実施趣旨	発語が困難な重度障害者の入院時において、医師等との意思疎通に必要な支援に要する費用の一部又は全部を助成することで、円滑な診療行為等を得られやすくする。
対象 (誰を・何を)	障害福祉サービス(の内の重度訪問介護)の支給を受けている者のうち、一般的な意思伝達手段(発語、筆談など)が困難な者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	最重度障害者の入院時における医療従事者との意思疎通を確保することで、安心した入院生活を可能とする。
事業概要	発語が困難などで入院時に医師等との意思疎通が十分に図れない重度障害者が、意思疎通に係る支援を受けた場合、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するもの。
実施内容	<p>(支援内容)</p> <p>重度障害者が入院時において医療従事者との円滑な意思疎通が図れるよう、当該障害者との意思疎通に慣れた者が行うコミュニケーション支援に要する費用を助成する。</p> <p>(助成対象日数、時間)</p> <p>1回の入院につき、入院時から30日を限度とする。総利用時間は200時間以内。</p> <p>(平成29年度実績)</p> <p>利用者数 2人 利用日数 33日 市負担額 363,750円</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	90	364	300	
扶助費	90	364	300	
人件費 B	1,440	5,409	5,167	
職員人工数	0.18	0.68	0.67	
職員人件費	1,440	5,409	5,167	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,530	5,773	5,467	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
市債				
その他				
一般財源	1,530	5,773	5,467	

事業成果の点検

評価指標	利用日数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	日						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	16	28年度	12	29年度	33
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	重度障害者(発語困難など)の入院時の安定生活を図るため、今後も必要である。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、発語が困難な重度障害者が入院したときに、医師をはじめとする医療従事者との意思疎通の確保を図るため、意思の疎通に熟練した者が本人に代わって意思疎通を行う際、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するものであり、重度障害者が円滑な診療行為等を受けることを支援し、安心した入院生活の確保を図ることを目的として実施している。その必要性は高いと考える。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	重度障害者が入院した場合(家族等の支援がない等)のコミュニケーションを保障するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、重度障害者が入院した場合(家族等の支援がない等)に限った利用であり、阪神間では、本市、神戸市及び西宮市において、ほぼ同水準で実施している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	障害者総合支援法第77条に、実施主体は市と定められている。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 実施主体は市と定められており、実際のサービス提供は事業者が行うが、行政の責任で実施している。

総合評価

平成29年度の総合評価	当該事業は、発語が困難な重度障害者が治療のため入院した際、医師など医療従事者との意思疎通が十分に図れないために、意思の疎通に熟練した者から支援を受けた場合、その支援にかかる費用の一部又は全部を助成するものである。重度障害者が円滑な診療行為等を受けることを支援する事業であり、当該事業の必要性は高い。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 事業内容を踏まえた場合、その必要性は高いことから、引き続き実施していくことは必要である。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	心身障害者相談事業費	3A5T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	身体障害者福祉法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和42年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。				
行政の取組					
局	健康福祉局	課	障害福祉課	所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者又は知的障害者若しくはその家族の相談に応じ、障害のある者の自立及び更生に必要な援助を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。社会的信望があり、かつ障害者の更生援護に熱意と見識を持つ者を相談員として委嘱する。
対象(誰を・何を)	身体障害者、知的障害者及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	心身障害者の相談を受け、必要な指導等を行い障害者の福祉の増進に寄与する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者地域活動の中核となり、その推進を図る。</li> <li>・障害のある者の更生援護に関する相談指導を行う。</li> <li>・障害のある者の更生援護につき関係機関の業務に協力する。</li> <li>・関係機関との連携を図る。</li> </ul>
実施内容	<p>身体障害者相談員38人、知的障害者相談員12人により市内に居住する心身障害者の相談を受ける。平成21年4月以前は、県委嘱の相談員であったが、中核市に移行したことにより尼崎市長が委嘱する。</p> <p>平成29年度の実績としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者相談員の受けた相談の総計は734件</li> <li>・知的障害者相談員の受けた相談の総計は31件</li> </ul> <p>平成28年度の実績としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者相談員の受けた相談の総計は457件</li> <li>・知的障害者相談員の受けた相談の総計は50件であった。</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,052	1,024	1,100	
報償費	926	919	993	相談員への謝礼
需用費	111	81	77	消耗品費
役務費	15	20	18	保険料
使用料及び賃借料		4	12	研修会会場借上料
人件費 B	400	477	396	
職員人工数	0.05	0.06	0.05	
職員人件費	400	477	396	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,452	1,501	1,496	
C 国庫支出金				
市支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	1,452	1,501	1,496	

事業成果の点検

評価指標	相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件		
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	542	28年度	507	29年度	765
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った			心身障害者の身近な存在として、相談及び指導を行い、市などの公的機関とのパイプ役を担っている。					

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	心身障害者に対して、適時、相談及び指導を行い、相談事業の一端を担っている。心身障害者の身近な存在として、相談及び指導を行うことにより、市などの公的機関と結び役割・機能を有している。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、身体障害者又は知的障害者若しくは家族の相談に応じ、障害のある者の自立及び更生に必要な援助を行うものであり、負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成21年4月以前は、県委嘱の相談員であったが、中核市に移行したことにより尼崎市長からの委嘱となる。身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定により、それぞれ設置されるものであり、兵庫県、神戸市と並んで、中核市たる本市、姫路市及び西宮市で実施している。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	知識等豊富な相談員を市が委嘱し、研修等を行いながら事業を運用するのが効果的と考える。		
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無			
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容	知識等豊富な相談員の協力を得ながら実施している。
	現状			
	将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	相談員各人の知識と経験を活用して、心身障害者に対する相談及び指導を行い、市などの公的機関との橋渡しの役割・機能も有し活動している。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 相談員の資質向上のために研修会等を実施し、相談事業の充実を図り、より一層行政との連携を深めていく必要がある。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者計画等策定事業費	3A6A	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者基本法・障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成8年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。		
行政の取組			
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸		

事業概要

事業実施趣旨	本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「尼崎市障害福祉計画(第5期)」を策定し、本市における障害者施策の推進を図る。
対象(誰を・何を)	障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者施策については近年で大きく進展しており、それに伴って障害のある人を取り巻く環境や施策等も大きく変化している。このような変化に柔軟に対応していくとともに、本市における障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的・計画的に推進していくため、「尼崎市障害福祉計画(第5期)」を策定する。
事業概要	「尼崎市障害福祉計画(第4期)」については、平成29年度までの計画期間となるため、障害のある人へのアンケート調査をはじめ、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会における審議等を踏まえ、「尼崎市障害福祉計画(第5期)」を策定する。また、「尼崎市障害者計画(第3期)」を含め、各施策目標や活動指標を把握していくことで、引き続き毎年度の進捗管理を行っていく。
実施内容	<p>尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会やその下に設置した計画策定部会において審議を行い、また当事者・その家族・関係団体等が参画する尼崎市自立支援協議会の意見なども踏まえ、「障害福祉計画(第5期)」を策定している。また、本計画や「尼崎市障害者計画(第3期)」の進捗管理等については、評価手法の一つである「PDCAサイクル」を用いて、毎年度の評価等を行い、その結果を公表している。なお、評価等を行う際には、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会や尼崎市自立支援協議会に意見を聴取するなど、評価の妥当性の検証や必要な改善等についての検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会 【委員構成】27名 学識経験者:8名、社会福祉事業従事者:13名、市議会議員:6名 【開催回数】5回</li> <li>・計画策定部会 【委員構成】11名 【開催回数】3回</li> <li>・尼崎市自立支援協議会(全体会:本計画に関する開催に限る。) 【委員構成】41名 【開催回数】4回</li> </ul>

(このページは白紙です)

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	149	5,728	374	
報償費	47	198	213	分科会、部会手話通訳者等謝礼
旅費	31	1	32	
需用費	71	200	111	分科会会議資料
委託料		5,292		
使用料及び賃借料		37	18	
人件費 B	446	446	2,930	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費	446	446	2,930	
合計 C(A+B)	595	6,174	3,304	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 其他				
内 一般財源	595	6,174	3,304	
訳				

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	3A6B	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者基本法、障害者差別解消法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-1 日常生活での交流の支援
局	健康福祉局
課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸

事業概要	平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなど、障害者差別解消に向けた取組を行う。また、障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援に取り組むことにより、障害のある人の社会参加を促進する。
対象 (誰を・何を)	市民、職員等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
事業概要	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくため、手話の普及等を目的とする条例の制定に向けた検討協議会を開催する。
実施内容	<p>&lt; 障害者差別解消に向けた取組 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員対応要領に基づき、職員への研修(新規採用者研修、新任課長研修)を行った。</li> <li>障害者に関する事例の共有や解消に向けた取組を行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を開催した。</li> <li>第1回:平成29年9月19日、第2回:平成30年3月16日</li> <li>差別解消啓発リーフレットの改訂を目的とした「リーフレット策定部会」を開催し、新たなリーフレットの作成を行った(3,000部作成)。</li> <li>第1回:平成30年2月5日</li> </ul> <p>&lt; コミュニケーション支援等検討事業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及等を目的とする、「尼崎市手話言語条例」制定に向けた取組を行うため、「尼崎市手話言語条例検討協議会」を開催した。</li> <li>第3回:平成29年7月14日、第4回:8月4日、第5回:10月31日、第6回:12月11日</li> <li>条例啓発リーフレットの作成を行った(2,000部作成)。</li> </ul>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,638	1,279	2,959	
報償費	140	294	1,130	
旅費	193	5	330	
需用費	792	537	1,236	
備品購入費	513	442	213	
使用料及び賃借料		1	50	
人件費 B	3,199	5,148	5,885	
職員人工数	0.40	0.56	0.61	
職員人件費	3,199	4,454	4,836	
嘱託等人件費		694	1,049	
合計 C (A+B)	4,837	6,427	8,844	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	4,837	6,427	8,844	

事業成果の点検

評価指標						単位	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	28年度	29年度	
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った						障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援に関する評価については、手話言語条例の制定を受けて、今後、障害当事者や関係機関と具体的な取組や指標について検討していく。

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくり、障害のある人の社会参加の促進は、障害のある人が、基本的人権を享受する個人として社会や地域で安心して暮らすことができるために、極めて重要かつ必要なことである。また、本事業の実施内容は、障害者差別解消法により、市の責務とされている。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	有 無	
見直し必要性	有 無	事業の性質上、受益者負担は想定されていない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>&lt; 障害者差別解消法関連 &gt;</p> <p>法令により国及び他自治体に責務が課せられており、阪神間他都市においても同様の事業を実施している。</p> <p>&lt; コミュニケーション支援等検討事業 &gt;</p> <p>近年、全国的に手話言語条例の制定を行う自治体は多く、平成30年4月現在、179自治体で同様の条例が制定されている。阪神間においても、神戸市、宝塚市、三田市、芦屋市、伊丹市で同様の条例を制定している。</p>
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	パンフレット作成などの業務については、専門的な知識を要する関係機関等による一部委託が可能と思われる。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状		
将来像		
市が主体となって取り組むべき事業であるが、幅広い関係機関との協働が不可欠である。		

総合評価

平成29年度の総合評価	障害者差別解消の取組については、「障害者差別解消支援地域協議会」において啓発リーフレットの改訂を行ったが、地域の関係機関等のネットワークづくり、地域への啓発方法の検討等も含め、障害者差別の解消に向けた取組を今後も進めていく必要がある。また、職員対応要領については、新規採用職員や新任所属長を対象とした研修の実施等により、継続的に周知を図っている。手話言語条例は、「尼崎市手話言語条例検討協議会」の議論を経て平成29年12月に制定し、条例啓発リーフレットの作成を行った。障害のある人の情報保障やコミュニケーション支援については、条例を制定することや、具体的な施策の展開が求められている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p><b>拡充</b></p> <p>差別解消に向けた取組については、「障害者差別解消支援地域協議会」を定期的に開催するほか、パンフレットの活用など地域への啓発に努める。手話言語条例成立を受けて、今後、当事者の意見を踏まえた啓発パンフレットや手話ハンドブックの作成、市民向け手話啓発講座の実施に取り組む。また、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定についても検討していく。</p>
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)対策啓発事業費	3A6T	事業分類	ソフト事業
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和57年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-1 日常生活での交流の支援
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨 障害者週間(12月3日～12月9日(障害者の日:12月3日))にあわせて事業を実施し、障害者問題を広く市民が自らの問題として考え、幅広い社会的な連帯意識をもって解決する。

対象(誰を・何を) 市民、福祉関係団体、障害者等

求める成果 障害者問題を広く市民が自らの問題として考え、障害者と健常者と分け隔てなく、暮らせる社会を形成する。

事業概要 (ミーツ・ザ・福祉)  
障害者問題に関する国民的な関心を高めるために、12月3日から9日までが「障害者週間」と定められている。それを踏まえて、その時期に障害者問題に関する市民等への啓発事業の一環として、「ミーツ・ザ・福祉」(平成29年度からは「市民福祉のつどい」を実行委員会の発案により名称をリニューアル)を開催し、特別催物、バザー等を実施する。

(福祉の手引き)  
障害者サービスを記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者等に配布する。  
ミーツ・ザ・福祉の内容等

実施内容	年度	平成28年度	平成29年度	(参考:平成29年度特別催物の内容) ・和太鼓(尼崎あせくら作業所) ・合唱(トライアングル) ・チンドン(ボズック楽団) ・アマの中心でハテナを叫ぶ(参加型企画) ・ボーダーレスファッションショー(参加型企画) ・漫才(まこと・のぼる) ・歌(シェイクオブロック) ・ダンス(参加型企画) ・手話と歌(はずの会) ・手話・コント・ダンス(手話エンターティメント発信団oioi) ・ワークショップ(ペイント・カホンづくり) ・車いすアメフト体験 ・ブース出店(62店舗)
	開催日	11月12日(土)	11月11日(土)	
	場所	橘公園噴水広場	橘公園噴水広場	
	人数	約2,000人	約3,000人	
	委託料	800,000円	1,919,000円	

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	900	2,024	1,968	
報償費	5	14		
需用費	95	91	49	心身障害者(児)福祉の手引き
委託料	800	1,919	1,919	実行委員会委託料
人件費 B	1,999	2,227	2,140	
職員人工数	0.25	0.28	0.27	
職員人件費	1,999	2,227	2,140	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,899	4,251	4,108	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
の 県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	2,899	4,251	4,108	
一般財源				

事業成果の点検

評価指標	「ミーツ・ザ・福祉」(市民福祉のつどい)の参加者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	2,000	達成年度	毎年度	27年度	2,000	28年度	2,000	29年度	3,000
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	「ミーツ・ザ・福祉」(市民福祉のつどい)の参加者数は、平成29年度には目標数値を上回った成果となっている。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性 「ミーツ・ザ・福祉」(市民福祉のつどい)は、毎年、同時期に開催され、障害者等だけでなく、一般市民にとっても定着したイベントとなっており、市民等に障害者問題に関する理解と認識を深める機会を設け啓発を行うために有効である。また、約3,000人の参加を得ており、啓発の効果も上がっていると考えられる。

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	有	無	本事業は、障害者問題を広く啓発するものであり、受益者負担を求めることは適切ではない。なお、「ミーツ・ザ・福祉」のバザー・出展者からは、協力費を徴している。
	有	無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較 「ミーツ・ザ・福祉」については、障害者週間(12月3日～12月9日、障害者の日:12月3日)の記念事業としての側面があり、他市においても、この前後に独自の事業を実施している。

担い手の点検

現状の委託等	全部	一部	無	「ミーツ・ザ・福祉」については、平成29年度から提案型事業委託制度を利用し実施している。			
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無						
協働の領域	市民の領域 行政の領域						
	A	B	C	D	E	内容	平成29年度から提案型事業委託制度により実施しており、障害者団体と市民が協力して運営している。
現状							
将来像							

総合評価

平成29年度の総合評価 例年、「ミーツ・ザ・福祉」(市民福祉のつどい)については、多数の参加者を得ている。提案型事業委託制度による実施で、障害のある方と市民との更なる交流が図られ、来場者が一緒に参加できる障害者体験コーナー等により当日の参加者が増加し、障害のある方も相互理解を深めるなど、このイベントに参加することによって、障害者問題に関する市民等への理解と認識を深めるという目的に貢献している。また、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による地域活動を支援する「自発的活動支援事業」については、事業の創設を求める声が多く、また、地域生活支援事業の必須事業に位置付けられており、地域における活動状況やニーズ等を把握し、他の活動支援の取組との整理や事業実施に向けた検討を行った。

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針 **維持**  
平成29年度からは、提案型事業委託制度を活用し、「ミーツ・ザ・福祉」(市民福祉のつどい)の企画運営を行い、一般の出店者の参加を企画するなど、障害のある人となし人との交流機会を創出し以前より多くの市民が関わることができ、シチズンシップの向上につなげることができた。今後も継続して更なる交流促進を図るために、障害者やその保護者等からの意見を取り入れながら、より効果的な事業内容などについて検討を行い、より一層の相互理解を深めていく。また、「自発的活動支援事業」については、自立支援協議会の意見等を踏まえ、効果的な実施手法等を検討し、平成30年度から事業実施を行う。

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	原爆被爆者バス特別乗車証交付事業費	309N	事業分類	ソフト事業	
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例			会計	01 一般会計
個別計画				款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度			項	05 社会福祉費
				目	05 社会福祉総務費

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。		
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	高橋 健二		

事業概要

事業実施趣旨	被爆者健康手帳の交付を受けているもの(以下「原子爆弾被爆者」という。)の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	原子爆弾被爆者
求める成果(どのような状態にしたいか)	原子爆弾被爆者の社会参加の促進
事業概要	市内に住所を有し、かつ被爆者健康手帳の交付を受けているものに対し、市バス移譲路線を無料で利用できる特別乗車証を交付する。 (平成30年度予算から「乗合自動車特別乗車証交付事業」に事業統合)
実施内容	市内に住所を有する原子爆弾被爆者へのバス券の交付状況は下記のとおり。  (平成27年度実績) 対象者:335人 交付枚数:172枚 交付率:51.34%  (平成28年度実績) 対象者:320人 交付枚数:159枚 交付率:49.69%  (平成29年度実績) 対象者:320人 交付枚数:147枚 交付率:45.94%

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	3,444	3,145	0	
負担金補助及び交付金	3,444	3,145		
人件費 B	800	3,202	0	
職員工数	0.10	0.41		
職員人件費	800	3,202		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,244	6,347	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	4,244	6,347	0	

事業成果の点検

評価指標	特別乗車証の交付枚数							単位	枚	
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	年度	27年度	172	28年度	159	29年度	147
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 被爆者健康手帳の所持者の減少に伴い、乗車証の交付枚数も減っている。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	原子爆弾被爆者は、健常者と比べ、様々な障害を抱えている。日常の移動においても同様、健常者に比べて移動手段に対する制限が多いと考えられる。また、低所得の世帯も多くこの状況に配慮する中で、市として、今後も引き続き、利用者負担無しの制度を維持・継続していく必要がある。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	市として、今後も引き続き、利用者負担無しの制度を維持・継続していく。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣自治体では、神戸市のみ市内を運行する交通機関(一部を除く)に無料で乗車できる「単独乗車証」を交付している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	当該事業は、乗合自動車の利用に伴う負担金を市が支払うものである。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 行政の判断で行う業務である。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成30年3月1日から、紙券で運用している原爆被爆者特別乗車証制度をICカード化を用いた制度に改めたことで、利用エリアの拡大等による市民の利便性の向上を実現し、IC乗車証の特性を活かした乗車証の交付管理や、利用実績に基づく運賃助成が実施できるようになった。また、原子爆弾被爆者の社会参加の機会確保につながっている。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	完了 平成30年度から「乗合自動車特別乗車証交付事業費」に事業統合。
---------------	------------------------------------

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	意思疎通支援事業費	3A20	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和62年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸

事業概要

**事業実施趣旨** 聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び視覚聴覚重複障害者(盲ろう者)が、公的機関及び医療機関等に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときにおいて、適当な付き添いが得られない場合に、意思疎通に係る支援者を派遣することにより、円滑な意思疎通を図り、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。また、その従事者を養成する。

**対象** 聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者

**求める成果** 聴覚障害者等の意思の伝達を確保することにより、地域で安心して生活ができる。

**事業概要** 聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者が公的機関や医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠なときに、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者又は要約筆記者若しくは盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。また、その従事者を養成する。

**実施内容**

- <手話通訳者派遣事業> 昭和62年度開始
  - ・あらかじめ登録をしている対象者から派遣申請を受け、手話通訳者を派遣する。(平成29年度実績) 派遣件数 1,077件 派遣時間 1,757時間
  - <要約筆記者派遣事業> 平成19年度開始
    - ・あらかじめ登録をしている対象者から派遣申請を受け、要約筆記者を派遣する。(平成29年度実績) 派遣件数 242件 派遣時間 492時間
  - <手話通訳者養成事業> 昭和62年度開始
    - ・市民を対象に、手話通訳者派遣事業で手話通訳者として派遣可能な人材を育成する。(平成29年度実績) (奉仕員)受講者11名、修了者7名 (通訳) 受講者21名、修了者16名 (通訳) 受講者9名、修了者8名
  - <要約筆記者養成事業> 平成24年度開始
    - ・市民を対象に、要約筆記者派遣事業で要約筆記者として派遣可能な人材を育成する。(平成29年度実績) (前期)受講者10名、修了者7名
  - <盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業> 平成26年度開始
    - ・あらかじめ登録をしている対象者から派遣申請を受け、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。(平成29年度実績) 派遣件数 27件 派遣時間 27時間
  - <盲ろう者向け通訳・介助員養成事業> 平成26年度開始
    - ・市民を対象に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業で従事者として派遣可能な人材を育成する。(平成29年度実績) 受講者1名、修了者1名

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	9,398	9,279	15,385	
報償費			516	
需用費			9	
役務費			278	
委託料	9,398	9,279	14,582	
人件費 B	1,599	4,309	5,525	
職員工数	2.00	0.28	0.30	
職員人件費	1,599	2,227	2,378	
嘱託等人件費		2,082	3,147	
合計 C(A+B)	10,997	13,588	20,910	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
市債				
市債				
その他				
一般財源	10,997	13,588	20,910	

事業成果の点検

評価指標	派遣件数(手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の合計)							単位	件	
目標・実績	目標値	1,385	達成年度	29年度	27年度	1,188	28年度	1,351	29年度	1,346
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 実績は増加傾向にあり、今後も引き続き利用促進に努める。									

必要性・有効性の点検

**必要性・有効性** 障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業の必須事業として規定されている。聴覚障害者等にとって、通訳者は意思伝達のために必要不可欠であり、日常生活を支える上で非常に重要である。聴覚障害者等の意思の伝達を確保することにより、行動範囲を拡大するとともに生活の向上を図る上で、本制度は非常に有効である。

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有	無	本事業は、医療機関への受診など日常生活上必要な場面において、聴覚等に障害の有る者と無い者とのコミュニケーションを保障するものであり、受益者負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	有	無	

他自治体比較

**他自治体及び国との基準比較** 手話通訳者や要約筆記者の派遣・養成は、阪神間他都市において全て行われており、ほぼ同水準である。また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣・養成は、兵庫県・政令市・中核市の6団体で合同実施しており、同水準である。平成30年度より、明石市が中核市移行に伴い参加

担い手の点検

現状の委託等	全部	一部	無	既に、手話通訳者派遣事業及び養成事業、要約筆記者派遣事業及び法に基づき市が直接全てを実施すべき業務			
委託等の可能性	上記以外	委託等の余地有	委託等の余地無	養成事業は尼崎市聴覚障害者福祉協会に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び養成事業については、兵庫盲ろう者友の会に委託している。平成29年度より、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会から委託先変更			
協働の領域		市民の領域	行政の領域	内容			
		A	B	C	D	E	今後も市民の協力や参加を得ながら、行政の主体性のもとに行っていく必要がある。
	現状						
	将来像						

総合評価

**平成29年度の総合評価** 派遣事業については、潜在的なニーズが高く、また、対象とする派遣理由(社会参加活動等に係る外出)の拡充を求める声が多いが、派遣実績数は増加傾向であるのに対して、意思疎通支援者数は横ばい傾向である。また、平成29年12月に尼崎市手話言語条例が制定され、手話通訳者の需要はより高まることが予想される。そのため、手話通訳者養成事業については、平成29年度から、手話通訳者を確保・養成するため、「通訳」と「通訳」を各年度で切れ目なく実施したが、未だ修了者数の増加には至っておらず、また、派遣事業の支援登録者数も横ばい状況が続いているため、引き続き、支援者の増加に向けた取り組みが必要となっている。

改善の方向性

**平成30年度以降の取組方針** **拡充** 意思疎通支援事業については、手話通訳養成講座に「通訳」を新たに開講し、通訳者のレベルアップや実践力の向上を図るとともに、安定的な事業運営が行えるよう、コーディネート機能の向上にも取り組んでいく。また、引き続き、派遣対象の拡充や支援者の確保などについての検討を進めていく。

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	日常生活用具給付等事業費	3A2A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課、疾病対策課
所属長名	城間 努、針谷 健二

事業実施趣旨	障害者(児)及び難病者に対し、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、日常生活用具の給付、貸与を行う。
対象(誰を・何を)	身体障害者(児)、知的障害者(児)、難病者
求める成果(どのような状態にしたいか)	日常生活用具の給付等によって、障害者(児)の日常生活の便宜を図り、他者との交流や外出など社会参加を促し、その福祉の増進に寄与する。
事業概要	身体障害者(児)及び知的障害者(児)に対し、尼崎市障害者(児)日常生活用具給付等実施要綱に定める日常生活用具を給付する。なお、市民税額に応じて自己負担額を徴収する。
実施内容	日常生活用具の給付等は、障害種別(難病者の場合は状態)による。 (例) (視覚) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用地上デジタルラジオなど (聴覚) 聴覚障害者用情報受信装置など (下肢・体幹) 便器、特殊マット、特殊寝台など (内部) ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、ストマ用装具(蓄尿袋・蓄便袋)など 介護保険法優先。給付種目別に耐用年数あり。また、意見書が必要な場合もある。

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	116,126	114,881	114,850	
扶助費	116,126	114,881	114,850	
人件費 B	17,658	18,111	4,122	
職員人工数	2.48	2.12	0.52	
職員人件費	15,627	16,862	4,122	
嘱託等人件費	2,031	1,249		
合計 C (A+B)	133,784	132,992	118,972	
C 国庫支出金			7,035	地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している(～H29)。
市債			3,517	
財源その他				
一般財源	133,784	132,992	108,420	H30より、超過分は本事業に充当

事業成果の点検

評価指標	給付件数	単位	件
目標・実績	目標値 12,730	達成年度	29年度
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	27年度 9,263	28年度 10,136
		29年度 10,208	

必要性・有効性の点検	必要性・有効性
	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として規定されている。障害者の日常生活や社会参加を支える用具の費用助成等を行うもので、必要不可欠なものである。障害者の日常生活に不可欠な用具等の費用負担を行うことで、当該用具により生活面での自立度を高め、社会参加の促進が図られており、有効な施策である。

受益と負担の適正化の点検	現状の受益者負担	有 無
	見直しの必要性	有 無
		本要綱により、受益者はその負担能力に応じた負担を担うものとされている。(ただし、1割負担の方が低い場合には1割負担とする。)

他自治体比較	他自治体及び国との基準比較
	阪神間他都市においても同様の事業が実施されており、概ね同水準である。

担い手の点検	現状の委託等	全部 一部 無
	委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
	協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
	現状 将来像	内容
		障害者(児)が自立した日常生活を営むためには、本事業の実施が必要であり、障害者(児)が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、市が関与する必要がある。

総合評価	平成29年度の総合評価
	毎年、給付件数が増加しており、ニーズの高い事業といえる。今後も、利用者に対して制度の周知に努める。

改善の方向性	平成30年度以降の取組方針
	<b>維持</b> 迅速かつ適正な給付決定に努め、障害者の日常生活の便宜を図り、他者との交流や外出など社会参加を促すことで、その福祉の増進に寄与する。

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者(児)移動支援事業費	3A2K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課、障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	城間 努、富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業実施趣旨	屋外での移動が困難な障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)について、外出時における支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。														
対象(誰を・何を)	障害者総合支援法第5条に定める重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない障害支援区分1以上の判定を受けた者又はこれに相当する者(児童の場合は保護者が付き添えない場合に限る。)であって、移動に支援が必要な障害者等														
求める成果(どのような状態にしたいか)	屋外での移動が困難な障害者等の外出を支援することにより、社会参加や余暇活動等の機会を確保する。														
事業概要	市が指定した事業所において 外出時における支援(見守り、誘導、身体介助等)を行う。外出支援が必要な対象者へ支給決定(必要時間数/月)を行い、対象者が指定事業所から支援サービスを受けた場合、当該サービスに要した費用について、事業者に対し給付費を支給する(代理受領)。														
実施内容	<p>【移動支援事業所の指定条件】 障害者総合支援法第36条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、同法第5条に定める居宅介護の事業所指定を受けていること。 【指定事業所数(平成30年4月現在)】 371箇所</p> <p>【利用実績(平成29年度)】</p> <table border="1"> <tr> <td>年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)</td> <td>時間数</td> </tr> <tr> <td>(身障) 6,682人(月平均: 556人)</td> <td>122,015時間</td> </tr> <tr> <td>(知的) 7,033人(月平均: 586人)</td> <td>161,632時間</td> </tr> <tr> <td>(精神) 2,857人(月平均: 238人)</td> <td>45,178時間</td> </tr> <tr> <td>(難病) 26人(月平均: 2人)</td> <td>203時間</td> </tr> <tr> <td>(児童) 1,026人(月平均: 85人)</td> <td>19,087時間</td> </tr> <tr> <td>合計: 17,621人(月平均: 1,468人)</td> <td>合計 348,115.0時間</td> </tr> </table> <p>重複障害者については、それぞれの種別で計上されているため、合計利用人数とは異なる。</p>	年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	時間数	(身障) 6,682人(月平均: 556人)	122,015時間	(知的) 7,033人(月平均: 586人)	161,632時間	(精神) 2,857人(月平均: 238人)	45,178時間	(難病) 26人(月平均: 2人)	203時間	(児童) 1,026人(月平均: 85人)	19,087時間	合計: 17,621人(月平均: 1,468人)	合計 348,115.0時間
年間延べ利用者数(月の利用者数×12月)	時間数														
(身障) 6,682人(月平均: 556人)	122,015時間														
(知的) 7,033人(月平均: 586人)	161,632時間														
(精神) 2,857人(月平均: 238人)	45,178時間														
(難病) 26人(月平均: 2人)	203時間														
(児童) 1,026人(月平均: 85人)	19,087時間														
合計: 17,621人(月平均: 1,468人)	合計 348,115.0時間														

事業費 (単位:千円)					
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考	
事業費 A	1,005,516	892,012	759,996		
扶助費	1,005,516	892,012	759,996		
人件費 B	26,170	29,179	22,340		
職員人工数	2.60	2.28	1.87		
職員人件費	20,795	18,135	14,824		
嘱託等人件費	5,375	11,044	7,516		
合計 C(A+B)	1,031,686	921,191	782,336		
C 国庫支出金	417,440	392,625	379,998	地域生活支援事業補助金として、実施(国1/2以内、県1/4以内)	
県支出金	208,720	196,312	189,999		
市債					
その他					
財源内訳	一般財源	405,526	332,254	212,339	

事業成果の点検

評価指標	延べ利用者数	単位	人
目標・実績	目標値 19,980	達成年度	29年度 27年度 17,091 28年度 17,508 29年度 17,621
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	利用実績は依然として高い水準で推移しているものの、児童の利用が放課後等デイサービスに移行している等から、その伸びはやや鈍化傾向にある。	

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業に位置づけられており、障害者等の地域における自立生活や社会参加等に必要不可欠な事業である。当該サービスの給付にあたっては、障害者等の生活状況や社会参加の状況等を十分に勘案し、また、障害福祉サービスにおける介護給付の支給決定と同様の認定調査を基本として行い、その障害の状況から移動に係る支援が必要であると判断した場合には、必要な時間数を支給決定してきたところであり、障害者等の社会参加や余暇活動等の機会の確保に大きく貢献している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	平成24年4月の法改正等に合わせて、利用者負担の見直しを行った。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業については、阪神間他都市と比較して利用者数や利用時間数が非常に多く、事業費も多額になっている。そのため、平成24年度には報酬区分(2区分)の決定基準を見直ししており、さらに平成29年度には、当該事業の支給決定基準(ガイドライン)を策定するとともに、新たな報酬区分(3区分)・単価を設定して、10月からその運用を開始している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状	
将来像	
内容	実施主体は市と定められており、実際のサービス提供は事業者が行うが、行政の責任で実施している。

総合評価

平成29年度の総合評価	本市の地域生活支援事業の給付費全体でみると、移動支援事業が他の事業に比べて突出して多くなっており、国の「統合補助金」制度の下において、多額の超過負担が生じていた。そのため、継続的かつ安定的な事業の運営に向けて、平成29年10月から当該事業の支給決定基準(ガイドライン)や新たな報酬区分・単価の運用を開始している。今後の見直しによって利用者へのサービス低下等が発生しないよう、十分配慮していく必要がある。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き、運用見直しによる影響や効果等を検証して、自立支援協議会において評価等を行っていく。また、重度の知的・精神障害のある利用者については、専門のヘルパーが外出支援を行う「行動援護」サービスへの移行を進めていくなど、安定的な事業運営と適切かつ適正なサービス提供に向けて取り組んでいく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	3A2T	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成2年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	通常の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者(児)に対し、医療機関等へ赴く場合にリフト付自動車を派遣し、その生活の安定を図る。
対象(誰を・何を)	重度身体障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	リフト付自動車を派遣することにより、日常生活の安定を図る。
事業概要	対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録証を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。
実施内容	<p>&lt;対象者&gt; 次の(1)~(6)すべてに該当する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 重度身体障害者児(肢体不自由1・2級、肝臓以外の内部障害1級、肝臓機能障害1・2級)</p> <p>(3) 社会福祉施設に入所していない者(通所者は除く。)</p> <p>(4) 尼崎市バス特別乗車証の交付を受けていない者</p> <p>(5) 尼崎市重度心身障害者児福祉タクシーチケットの交付を受けていない者</p> <p>(6) 高齢者移送サービス事業のチケットの交付を受けていない者</p>
	<p>&lt;対象事由&gt; 次の各号のひとつに該当する場合</p> <p>(1) 医療機関へ受診等へ行く場合</p> <p>(2) 機能回復訓練施設へ通う場合(社会福祉施設等への通所を除く。)</p> <p>(3) 日常生活上必要不可欠な理由で公的機関へ行く場合(幼稚園、学校等への通園通学を除く。)</p> <p>(4) 社会福祉施設の入所、面接に利用する場合</p> <p>(5) 上記に準じ市長が特に必要と認めた場合</p>
	<p>&lt;派遣区域&gt; 尼崎市内。(ただし、市長が特に必要と認めるときは、大阪市、吹田市、豊中市、神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市、三田市、猪名川町の各市町域に限って派遣する。)</p> <p>&lt;派遣方法&gt; 対象者に申請日の属する月から年度の末月までの延月数に4を乗じて得た件数の派遣を行う。(最大48件)</p>

事業費				(単位:千円)
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	23,307	25,302	27,356	
需用費	205	217	228	リフトチケット等印刷製本費
使用料及び賃借料	23,102	25,085	27,128	リフトタクシー使用料
人件費 B	4,114	6,264	2,726	
職員人工数	0.75	0.77	0.25	
職員人件費	4,039	6,125	1,982	
嘱託等人件費	75	139	744	
合計 C (A+B)	27,421	31,566	30,082	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
市債				
市債				
その他				
一般財源	27,421	31,566	30,082	

事業成果の点検

評価指標	派遣件数(法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)							単位	件
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	10,910	28年度	11,002	29年度	12,184
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った								
	引き続き制度の周知を図っていく。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	車いす等を利用する重度身体障害者は、バス・タクシーといった交通機関を利用することが困難であるが、医療機関の受診や日常生活上において必要不可欠な手続等のために公的機関へ行く必要があり、生活の質の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、障害者(児)が必要不可欠な事情での外出を支援するものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他中核市において類似の制度として、ガソリン費助成事業を実施している市も多々あるが、重度身体障害者(児)の外出支援という観点からすると同水準の事業を行っていると言える。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	民間の福祉タクシー業者にリフト付自動車利用料を支払っている。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	行政が主体となって取り組むべき事業であるが、民間事業者との協働が不可欠である。	

総合評価

平成29年度の総合評価	派遣件数の増加傾向が続いており、利用者への周知も図られていると思われる。引き続き、事業を継続していく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 重度身体障害者(児)の社会参加促進のために、他の制度との選択制の中で自身の生活実態にあわせた利用促進を図るべく周知に努める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	身体障害者更生訓練費給付事業費	3A3A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	城間 努、塩谷 健一郎、山崎 賢一

事業実施趣旨	身体障害者が就労移行支援・機能訓練サービスを利用する場合に、その訓練に必要な経費を支給し、自立生活に向けた意欲を助長する。												
対象 (誰を・何を)	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している身体障害者のうち、生活保護又は非課税世帯にある者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	就労をするための訓練(就労移行支援)、又は機能回復を図るための訓練(自立訓練)を利用する身体障害者の社会復帰の促進を図る。												
事業概要	対象者が就労又は機能回復のための訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通所による訓練を受ける場合は、通所に必要な経費を支給する。												
実施内容	<p>(訓練手当等の額)</p> <table border="1"> <tr> <td>訓練手当(月額)</td> <td>訓練15日以上</td> <td>訓練15日未満</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援(視覚障害者)</td> <td>14,800円</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>機能訓練(視覚障害者)</td> <td>6,300円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援・機能訓練</td> <td>3,150円</td> <td>1,600円</td> </tr> </table> <p>通所経費 280円(日額)と実支出額の少ない方(支給状況) 平成29年度 のべ88人</p>	訓練手当(月額)	訓練15日以上	訓練15日未満	就労移行支援(視覚障害者)	14,800円	7,400円	機能訓練(視覚障害者)	6,300円	3,150円	就労移行支援・機能訓練	3,150円	1,600円
訓練手当(月額)	訓練15日以上	訓練15日未満											
就労移行支援(視覚障害者)	14,800円	7,400円											
機能訓練(視覚障害者)	6,300円	3,150円											
就労移行支援・機能訓練	3,150円	1,600円											

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	622	628	602	
扶助費	622	628	602	
人件費 B	2,079	7,118	2,804	
職員人工数	0.26	0.86	0.39	
職員人件費	2,079	6,840	2,804	
嘱託等人件費		278		
合計 C (A+B)	2,701	7,746	3,406	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当している。
市債				
市債				
その他				
一般財源	2,701	7,746	3,406	

事業成果の点検

評価指標	延べ利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	人						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	99	28年度	66	29年度	88
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った	当該事業の目的から、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、身体障害者の社会復帰の促進に寄与した。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	訓練等のサービス利用に係る利用者負担額が生じない低所得世帯等に属する者が、訓練手当を支給されることにより、安定して訓練が継続でき、その自立生活が促進される。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、身体障害者の自立生活を促進する目的で実施しており、訓練サービスにかかる利用者負担額が生じない低所得世帯を対象としていることから、受益者負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業の対象事業となっており、阪神間他都市においては、利用対象者の範囲に差異はあるものの手当等の額は概ね同水準である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	要件を満たす身体障害者に経済的給付をおこなう事業であるが、市(行)障害福祉サービスの支給決定(法定受託事務)と一体で行われる事務であるため、委託の余地はない。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	実施主体は市と定められている。	

総合評価

平成29年度の総合評価	身体障害者における訓練利用者のうち生活保護世帯及び非課税世帯が更生訓練費の対象者であり、引き続き訓練手当の需要が見込まれる。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 身体障害者の自立生活を促進するため、引き続き現運用にて事業を実施していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	3A3K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地域生活支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和56年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。				
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進				
局	健康福祉局	課	障害福祉課	所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	スポーツを通じて体力の維持、増強及び残存能力の向上を図るとともに、交流の機会を図る。
対象(誰を・何を)	障害者(児)及びその家族・介護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	運動競技を通して体力の維持、増強及び残存能力の向上を図るとともに、交流の機会を図る。
事業概要	重度の障害を持っている方にも参加できるようなスポーツ大会を開催する。また、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催に伴い、スポーツに関心のある障害者をサポートする。
実施内容	<p>1. 尼崎市障害者(児)スポーツ大会                      身体障害・知的障害・精神障害のある者を対象に、スポーツ大会を行う。                      &lt;平成29年度実施状況&gt;                      日時:平成29年9月9日(土)ベイクム総合体育館メインアリーナ                      参加人数:1,270人(選手552人、家族・施設職員等718人)                      競技内容:風船割り、スプーン競走、ハン食い競走、玉入れ等                      &lt;平成29年度実績&gt;                      426千円</p> <p>2. 第11回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会                      &lt;平成29年度実施状況&gt;                      日時:平成29年4月30日(日)、5月14日(日)、5月20日(土)、5月27日(土)、6月2日(金)                      場所:ユニバー記念競技場、尼崎スポーツの森、兵庫県立三木総合防災公園陸上競技場、三木総合防災公園、県立障害者スポーツ交流館                      参加人数:50人                      競技内容:陸上、水泳、フライングディスク、卓球、サウンドテーブルテニス                      &lt;平成29年度実績&gt;                      16千円</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	431	449	469	
報償費	5	8	16	
委託料	406	425	432	市スポーツ大会開催委託料
使用料及び賃借料	20	16	21	県スポーツ大会への参加バス賃上料
人件費 B	1,199	1,352	1,268	
職員人工数	0.15	0.17	0.16	
職員人件費	1,199	1,352	1,268	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,630	1,801	1,737	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,630	1,801	1,737	

事業成果の点検

評価指標	尼崎市障害者(児)スポーツ大会における参加者数							単位	人	
目標・実績	目標値	1,500	達成年度	32年度	27年度	1,196	28年度	1,168	29年度	1,270
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 今後も周知を行い、多くの参加者を募る。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	運動競技を通して障害者の体力の維持、増強及び残存能力の向上につながっている。また知的障害者や身体障害者、精神障害者など、障害の異なる者同士の交流を図ることができる。兵庫県のみならずスポーツ大会においては、全国障害者スポーツ大会の選考会の役割も兼ね備えており、障害者スポーツに取り組む者にとっては、大きな目標となり、また励みとなっている。障害者スポーツに取り組む者が増加すれば、競技全体のレベルも上がり、障害者スポーツの認知度が上がるとともに、障害者に対して明るい生活の形成に寄与するものと考えられる。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、通常スポーツに触れ合う機会の少ない障害者の参加機会の増加に寄与しているものであり、受益者負担を求めることは適当ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会に関しては、阪神間の自治体が各々選手団を結成し、選手の派遣に關与している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市障害者(児)スポーツ大会に関しては、尼崎市障害者スポーツ大会実行委員会が運営を行っている。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状		現在、尼崎市障害者(児)スポーツ大会に関しては実行委員会に委託を行っている。
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、身体障害者・知的障害者・精神障害者が参加している。尼崎市障害者スポーツ大会実行委員会を通じて、障害の異なる者同士の交流を図りつつ、障害者等の意見を聞き、取り組みを進めることができた。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 今後も障害者スポーツに参加する人が増加するよう、尼崎市障害者スポーツ大会実行委員会と連携を図り、取り組みを進めていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	3A41	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和51年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者の生活の安定や社会参加の促進を図る。
対象 (誰を・何を)	身体障害者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	身体障害者の就業や行動範囲の拡大などに資することにより、生活の安定や社会参加の促進を図る。
事業概要	身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改造費の一部を助成する。
実施内容	<p>運転免許取得助成                      &lt;対象&gt; 市内に住所を有し、身体障害者手帳を受けている身体障害者のうち、自動車を使用することにより、就業の安定、生活の向上、行動範囲の拡大等が見込まれる者であって、道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を習得し、運転免許を新規取得し、その費用を自らの負担で自動車教習所に支払った者。                      &lt;助成金額&gt; 自動車運転免許の取得に要した経費の3分の2(千円未満の端数は切捨て)。上限10万円。                      &lt;平成29年度実績&gt; 700千円(7件)</p> <p>自動車改造助成                      &lt;対象&gt; 市内に住所を有し、身体障害者手帳を受けている身体障害者のうち、就労等に併い原則として自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者であって、原則として所持する運転免許証の条件等に改造の必要性が記載されている者。なお、身体障害者(または配偶者もしくは扶養義務者)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、特別障害者手当の限度額を超えないこと。                      &lt;助成金額&gt; 上限10万円                      &lt;平成29年度実績&gt; 716千円(8件)</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	800	1,416	1,600	
扶助費	800	1,416	1,600	
人件費 B	799	875	476	
職員人工数	0.10	0.11	0.06	
職員人件費	799	875	476	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,599	2,291	2,076	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,599	2,291	2,076	

事業成果の点検

評価指標	利用者件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	14	28年度	8	29年度	15
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 社会参加の促進につながるよう、今後とも周知に努める。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	自動車運転免許の取得により、自身の運転で外出が可能になることや、その障害状況に応じた自動車の改造は、社会参加を促進する上で非常に重要である。身体障害者の就労等を促進し、行動範囲を拡大するとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、本人が費用の3分の1(又は10万円を超えた額)を負担しており、それ以上の受益者負担を求めることは適正ではないと考える。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他中核市においても同様の事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	----------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	地域生活支援事業実施要綱により、市町村地域生活支援事業においては、実施主体は市町村としている。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	現在は行政主体で事業を進めており、今後も適正な実施に努める。	

総合評価

平成29年度の総合評価	免許の取得や身体状況に応じた自動車改造により、通勤や買物等生活に必要な外出の範囲も広がり、障害者の生活圏拡大に寄与している。件数については、運転免許取得に適した年齢層の手帳取得者が一定範囲内で推移しているため、大きな制度改正がない限り、本制度の利用者に大きな増減はないものと考えられる。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 身体障害者の社会参加促進のために、今後も制度の周知を図る。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	3A6K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市重度心身障害者児福祉タクシー利用料助成事業実施要綱			
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)			
事業開始年度	平成2年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	07 障害福祉費			

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。		
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業実施趣旨	重度障害者(児)の生活の安定や社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	重度身体障害者(児)・重度知的障害者(児)
求める成果(どのような状態にしたいか)	タクシー利用料の一部を助成することにより、日常生活活動範囲の拡大と社会参加の促進を図る。
事業概要	対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。
実施内容	<p>&lt;対象者&gt; 次の(1)～(6)すべてに該当する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 重度身体障害者児(肢体不自由1級又は2級・肝臓以外の内部障害1級・肝臓機能障害1級又は2級・視覚障害1級又は2級)と重度知的障害者児(療育手帳A)</p> <p>(3) 社会福祉施設に入所していない者(通所者は除く。)</p> <p>(4) 尼崎市バス特別乗車証の交付を受けていない者</p> <p>(5) 尼崎市リフト付自動車派遣事業の登録者でない者</p> <p>(6) 高齢者移送サービス事業のチケットの交付を受けていない者</p> <p>&lt;助成方法&gt;</p> <p>対象者に申請日の属する月から年度の末月までの延月数に4を乗じて得た枚数のタクシーチケットを一括交付し、チケット1枚あたりの助成額は、1回の乗車につき基本料金相当額とする。</p>

事業費 (単位:千円)				
事業費 A	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
需用費	43,299	41,839	45,574	
需用費	338	375	394	チケット用紙等消耗品費
使用料及び賃借料	42,961	41,464	45,180	タクシー利用料(基本料金分)
人件費 B	5,486	9,366	2,410	
職員人工数	1.09	1.16	0.27	
職員人件費	5,411	9,227	2,410	
嘱託等人件費	75	139		
合計 C (A+B)	48,785	51,205	47,984	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳				
一般財源	48,785	51,205	47,984	

事業成果の点検

評価指標	助成件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	74,754	28年度	70,800	29年度	68,214
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 引き続き制度の周知を図っていきたい。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	在宅の重度心身障害者(児)は、通常の交通機関(電車やバス等)を利用することが困難な場合が多く、タクシーなどを活用するケースが多い。しかし、タクシーは他の交通機関に比べ経費が高くなるため、外出を控えるなど、障害者の社会参加を妨げる可能性が高い。そのため、福祉タクシーチケットを助成し、活動範囲の拡大と社会参加の促進をより一層図っていく必要がある。重度心身障害者(児)の行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るとともに生活の向上を図る上で同制度は非常に有効である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	初乗り料金を助成するものであり、それ以上の乗車金額は受益者が負担している。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても類似の事業が実施されており、概ね同水準である。
---------------	------------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	民間のタクシー業者と契約を行い、タクシー利用料の一部(初乗料金相当額)を支払っている。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	行政が主体となって取り組むべき事業であるが、民間事業者との協働が不可欠である。	

総合評価

平成29年度の総合評価	リフト付自動車派遣事業、市バス特別乗車証交付事業等との選択制の事業である。今後も利用者への周知を図りながら事業を実施していく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 重度心身障害者(児)の社会参加促進のために、他の制度との選択制の中で自身の生活実態にあわせた利用促進を図るべく周知に努める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者バス特別乗車証交付事業費	3A9D	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	福祉課
所属長名	高橋 健二

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(身体障害者手帳1級~4級)、知的障害者、精神障害者(以下「身体障害者等」という。)に特別乗車証を交付することで、身体障害者等の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	各種手帳所持者(身体、療育、精神)
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者等の社会参加の促進
事業概要	市内に住所を有し、かつ身体障害者手帳(1~4級に限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に対し、市内の停留所で乗車し降車する場合に限り無料で利用できる特別乗車証(ICカード)を交付する。(平成30年度より、原爆被爆者バス特別乗車証交付事業費と統合を行い、障害者バス特別乗車証交付事業費を改め、乗合自動車特別乗車証交付事業費とした。)
実施内容	<p>単独用特別乗車証 (説明) 乗車証に記載された対象者の方のみ無料で利用できる乗車証。 (対象者) 身体障害者手帳第2種1~4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳2~3級</p> <p>介護人付特別乗車証 (説明) 乗車証に記載された対象者と介護人(原則1名)が同乗する場合に無料で利用できる乗車証。 (対象者単独でも利用可能。介護人のみの利用は不可。) (対象者) 身体障害者手帳第1種1~4級、療育手帳A及びB1、精神障害者保健福祉手帳1級</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	213,764	213,464	223,234	
需用費	187		104	
役務費			1	
負担金補助金及び交付金	213,577	213,464	223,129	
人件費 B	14,715	19,141	10,935	
職員人工数	1.75	2.40	1.45	
職員人件費	12,518	18,499	9,527	
嘱託等人件費	2,197	642	1,408	
合計 C (A+B)	228,479	232,605	234,169	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他			180	乗合自動車特別乗車証再交付負担金
一般財源	228,479	232,605	233,989	

事業成果の点検

評価指標	特別乗車証の交付枚数	単位	枚							
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	年度	27年度	13,364	28年度	13,501	29年度	13,779
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 乗車証のIC化に伴い、制度周知が進んだことから交付枚数が増加した。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	各種手帳所持者は、健常者と比べると、様々な障害があることから日常生活を送る上で、相当のハンディを負っている。それは、移動においても同様であり、健常者に比べ移動手段に対する制限が多いと考えられる。また、低所得者の世帯も多くある。このような状況に配慮する中で、市として、今後も引き続き、利用者負担無しの制度を維持・継続していく必要がある。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無
	市として、今後も引き続き、利用者負担無しの制度を維持・継続していく。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市)において、身体障害者等を対象に本事業と同様の制度を実施しているのは、伊丹市のみである。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託の余地なし。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状	
将来像	
内容	行政の判断で行う業務である。

総合評価

平成29年度の総合評価	平成30年3月から、紙券で運用していた特別乗車証制度をICカード化を用いた制度に改めたことで、利用エリアの拡大等による市民の利便性の向上を実現し、IC乗車証の特性を活かした乗車証の交付管理や、利用実績に基づく運賃助成が実施できるようになった。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 現行制度の維持・継続を図るとともに、引き続き、制度の円滑な運営に努める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者IC乗車証交付事業費	3A9E	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	福祉課
所属長名	高橋 健二

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(身体障害者手帳1級~4級)、知的障害者、精神障害者(以下「身体障害者等」という。)に特別乗車証を交付することで、身体障害者等の日常生活の移動を支援し、社会参加の促進を図る。
対象(誰を・何を)	各種手帳所持者に交付する特別乗車証
求める成果(どのような状態にしたいか)	特別乗車証のIC化、利用可能路線の拡大、利用者実績に基づく適正な会計執行
事業概要	平成30年度を目標に、市内居住かつ身体障害者手帳(1~4級に限る)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ者に対し、尼崎市内の乗合バスを無料で利用できるIC乗車証を交付するためのシステム改修を行う。 (平成29年度単年度事業である。)
実施内容	障害者等バス特別乗車証のIC化を実施するため、必要となるシステムの整備やIC乗車証の作成・交付等を実施した。  各種システム整備 阪神・阪急バスシステムを市が発行するICカードに対応できるよう改修を実施。(107,953千円)  乗車証のICカード化(紙券 ICカード) 交付対象者に対する申請書の一斉発送及び希望者に対するICカードの一斉交付を実施。(34,730千円)  【参考:ICカードについて】 阪神・阪急バス・尼崎交通事業振興株式会社(ATS)が運行する路線バスのうち、尼崎市内の1乗車(尼崎市内の停留所で乗車し、降車する場合)に限り、無料で乗車できるもの。

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	144,372	0	
需用費		49		平成29年度末をもって事業完了
負担金補助及び交付金		144,323		
人件費 B	0	7,238	0	
職員人工数		0.91		
職員人件費		7,238		
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	0	151,610	0	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	0	151,610	0	

事業成果の点検

評価指標	単年度事業のため、指標設定なし。					単位	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	28年度	29年度	
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	各種手帳所持者は、健常者と比べると、様々な障害があることから日常生活を送る上で、相当のハンディを負っている。それは、移動においても同様であり、健常者に比べ移動手段に対する制限が多いと考えられる。また、低所得者の世帯も多くある。このような状況に配慮する中で、市として、今後も引き続き、利用者負担無しの制度を維持・継続していく必要がある。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市(西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市)において、身体障害者等を対象に本事業と同様の制度を実施しているのは、伊丹市のみである。 なお、IC乗車証による制度運用をしているのは本市のみである。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託の余地なし。 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状	
将来像	
内容	行政の判断で行う業務である。

総合評価

平成29年度の総合評価	平成30年3月から、紙券で運用している障害者バス特別乗車証をICカードを用いた制度に改めたことと、利用エリアの拡大等による市民の利便性の向上を実現し、IC乗車証の特性を活かした乗車証の交付管理や、利用実績に基づ(運賃助成が実施できるようになった。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	完了 ICカードを活用した乗車証制度の維持・継続を図るとともに、引き続き、制度の円滑な運営に努める。 (利用者負担金等の経常的経費は[障害者バス特別乗車証交付事業費]に記載。)
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域活動支援センター事業補助金	3A9Q	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成18年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉政策担当
所属長名	富田 憲幸

事業概要

**事業実施趣旨** 在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、通所可能な場所に通わせ、創作的活動、生産活動の機会を提供又は社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として運営する地域活動支援センターに要する費用の一部を補助する。

**対象** (誰を・何を) 地域活動支援センターを開設及び運営する団体

**求める成果** 地域活動支援センターの開設の推進と適切な運営を図ることにより、障害者の地域生活支援に資することを旨とする。

**事業概要** 在宅の身体・知的・精神障害者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、創作的活動、生産活動の機会を提供又は社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として運営する地域活動支援センターに要する費用の一部を補助する。

**実施内容** 県の地域活動支援センター基礎的事業実施要綱に基づいた補助交付額に、市独自の基準額 1を加えて補助するとともに、国庫補助対象である機能強化事業に係る加算を加えて補助する。

市単独加算	1 重度加算費	2 @7,980 × 12月 × 対象人数
	借上費	実額 × 1/2 (上限: 50,000円) × 12月
	開設費	実額 (上限: 2,000,000円)
	移転費	実額 (上限: 2,000,000円)

県基準	管理費 A	@5,313,600 × (開設月数) / 12 × 本市在住月利用延人数 / 月利用延人員
	管理費 B	@96,890 × 本市在住者月利用延人数
	事業費	@8,330 × 利用(初日在籍)延人数
	交通費	(自己負担月額 - 8,000円) × 12月 × 1/2

Aは、神戸市外に設置の場合、Bは神戸市内、県外に設置の場合。  
 2 重度加算費の対象となる者は、本市在住者で特別障害者手当受給者若しくは、重度心身障害者(児)介護手当受給者の被介護者(障害者)、1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等をいう。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	286,003	268,941	274,347	
報償費			16	
負担金補助及び交付金	286,003	268,941	274,331	
人件費 B	1,199	1,352	1,506	
職員人工数	0.15	0.17	0.19	
職員人件費	1,199	1,352	1,506	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	287,202	270,293	275,853	地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金は障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
C 国庫支出金				
の 県支出金	39,139	37,081	38,264	県補助金は、心身障害者小規模通所介護事業等補助金(補助率
市債				2/10)のみ充当。
その他				
一般財源	248,063	233,212	237,589	

事業成果の点検

評価指標	利用人数	単位	人	
目標・実績	目標値 493	達成年度	29年度 27年度 440 28年度 466 29年度 480	
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	引き続き、地域生活の安定を図るため必要なサービス量の確保に努める。		

必要性・有効性の点検

**必要性・有効性** 地域活動支援センターは、障害者支援施設等以外で、在宅の障害者の社会参加及び作業訓練に必要な役割を担っており、その適切な運営を図ることが必要である。また、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として位置づけられている。地域活動支援センターの運営費等を補助することにより、地域活動支援センターの運営の円滑化を図り、障害者等の地域生活支援が実現されている。

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

**他自治体及び国との基準比較** 「兵庫県地域活動支援センター基礎的事業実施要綱」に準拠し、「尼崎市地域活動支援センター事業補助要綱」を定め事業を実施している。補助金額については、近隣他都市と概ね同水準である。

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	補助金の支出は市の事務である。

協働の領域	市民の領域		行政の領域			内容
	A	B	C	D	E	
	現状					地域活動支援センターを円滑に運営できるよう、補助を行っている。
	将来像					

総合評価

**平成29年度の総合評価** 地域活動支援センターは障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業であり、対象者一人一人の障害特性や生活状況に配慮した援助を行うことが可能であるとともに、地域に根ざした障害者の社会参加の拠点という観点からも市の関与が必要であり、今後も継続が必要である。

改善の方向性

**平成30年度以降の取組方針** **維持** 日中活動の場を必要とする障害者にとって、地域活動支援センターに対する需要は引き続きあるため、連携する県制度の動向、財政状況を考慮しながら支援のあり方を検討していくことが必要である。

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者小規模作業所運営費等補助金 3A9T	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助要綱	会計	01 一般会計
個別計画		款	15 民生費
事業開始年度	昭和57年度	項	05 社会福祉費
		目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援				
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。				
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進				
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当	所属長名	富田 憲幸

事業概要

事業実施趣旨	在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、障害の程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障害者の自立を図り、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的として実施する小規模作業所に要する費用の一部を補助する。	
対象 (誰を・何を)	小規模作業所を開設及び運営する障害者又はその家族が構成する団体	
求める成果	就労が困難な在宅の障害者の自立を図るとともに、生きがいを高め、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目指す。	
事業概要	在宅の身体・知的・精神障害者に対し、自宅から通所可能な場所に通わせ、障害の程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施することにより、障害者の自立を図るとともに、生きがいを高め、社会参加を促進し、その福祉の向上を図ることを目的として実施する小規模作業所に要する費用の一部の補助する。	
実施内容	(補助額) 県の補助金交付要綱に基づいた補助交付額に市独自の基準額を加えて補助する。	
	補助基準	
	管理費(神戸市外に設置の場合)	@5,313,600 × 開設月数 ÷ 12 × (当該市町在住者月利用延人員/月利用延人員)
	管理費(神戸市内等に設置の場合) 県外も対象	@96,890 × 本市在住者月利用延人員
	事業費	@8,330 × 利用(初日在籍)延人数
	交通費	(自己負担月額 - 8,000円) × 12月 × 1/2
	加算事務費	@210,000 × 開設月数 ÷ 12 × 本市在住者利用延人員/月利用延人員
	事務改善費	@458,250 × 開設月数 ÷ 12 × 本市在住者利用延人員/月利用延人員
	重度加算費	@7,980 × 12月 × 対象人数
	借上費	実額 × 1/2(上限:50,000円) × 12月
開設費	実額(上限:2,000,000円)	
移転費	実額(上限:2,000,000円)	

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	33,675	33,501	33,700	
県基金補助及び交付金	33,675	33,501	33,700	
人件費 B	799	875	1,031	
職員人工数	0.10	0.11	0.13	
職員人件費	799	875	1,031	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	34,474	34,376	34,731	
C 国庫支出金				
県支出金	5,696	5,665	5,704	県補助金は、心身障害者小規模通所介護事業等補助金(補助率2/10)
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	28,778	28,711	29,027	

事業成果の点検

評価指標	利用人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	33	28年度	27	29年度	26
平成29年度に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った	小規模作業所については、新体系サービスへの移行が課題となっており、数値は減少していくものである。本事業の目的は小規模作業所の運営を支援することで、障害者の日中活動の場を確保しようとする事業であるが、県の制度見直しが行われる中で、市として制度の枠組みを維持しており、作業所からも支援の継続を求められている。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	障害者の親の会などが中心となり、障害者の活動を支える場として設立された小規模作業所はそうした施設がほとんどなかった本市において障害者に日中活動の場を提供するとともに、様々な場面で障害者の地域での生活をサポートするなど、本市の障害福祉行政に大きく貢献してきた。しかし、その財政状況はぜい弱であり、運営を市の補助金に頼るほかないため、本市障害福祉行政を推進するためにはその円滑な運営を補助金という形で支援することが必要である。小規模作業所の運営費を補助することにより、小規模作業所の運営の円滑化を図り、障害者の自立と社会参加の促進が実現している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	「兵庫県小規模通所介護事業実施要綱」に基づき「尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助要綱」を定め補助事業を実施している。補助金額については、他都市と概ね同水準である。
--------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状将来像	内容 小規模作業所を円滑に運営できるよう、補助を行っている。

総合評価

平成29年度の総合評価	小規模作業所はその運営の多くを本市の補助金収入でまかっている現状から、小規模作業所の円滑な運営を実現するためには補助金の交付が不可欠であり、今後も施策の継続が必要である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 日中活動の場を必要とする障害者にとってこうした作業所に対する需要は引き続きあると考えられるため、新体系サービスへの移行を促進していくとともに、連携する県制度の動向、財政状況及び新体系移行状況を考慮しながら支援のあり方を検討していくことが必要である。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成	3D69	事業分類	ソフト事業
事業費			会計	01 一般会計
根拠法令	兵庫県軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱			
個別計画				
事業開始年度	平成25年度			
	款	15 民生費		
	項	10 児童福祉費		
	目	05 児童福祉総務費		

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。		
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進		
局	健康福祉局	課	障害福祉課
所属長名	城間 努		

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児が補聴器を装用することで、早期における言語の発達やコミュニケーションの能力取得につなげる。
対象(誰を・何を)	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児で補聴器等が必要な児童。
求める成果(どのような状態にしたいか)	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の負担軽減を図るため、その経費の一部を助成する。
事業概要	軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成し、早期において言語の発達やコミュニケーション能力を取得させることにより、健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資する。
実施内容	<p>&lt; 対象 &gt; 次の(1)～(5)すべてに該当する者</p> <p>(1)保護者等が尼崎市内に住所を有すること。</p> <p>(2)申請日が、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。</p> <p>(3)原則、聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象者とならないこと。</p> <p>(4)医師が補聴器の装用を必要と認めていること。</p> <p>(5)保護者等の市民税所得割額が23万5千円未満であること。</p> <p>&lt; 自己負担 &gt; 補聴器の種類により助成限度額があり、それを超える額は自己負担となる。</p> <p>&lt; 平成29年度実績 &gt; 264千円(4件)</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	184	264	252	
扶助費	184	264	252	
人件費 B	79	398	238	
職員人工数	0.01	0.05	0.03	
職員人件費	79	398	238	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	263	662	490	
C 国庫支出金				
市債	92	126	126	県補助金は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金
その他				
一般財源	171	536	364	

事業成果の点検

評価指標	助成件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	9	28年度	4	29年度	4
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 今後とも周知を行うことで、利用促進を図る。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない軽・中度難聴児が補聴器を利用することは、言語の発達やコミュニケーション能力の取得に有益であるが、保護者等の経済的負担も大きい。購入費用の一部助成は負担軽減に重要な役割を果たすものである。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、軽・中度難聴児の補聴器等購入に伴う保護者等の負担を軽減するものである。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても同様の事業が実施されており、同水準である。
---------------	----------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	実施主体は市町村としている。
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容は市町村としている。
現状 将来像		
内容	現在は行政主体で事業を進めており、今後も適正な実施に努める。	

総合評価

平成29年度の総合評価	身体障害者手帳の交付対象者に該当しない程度ではあるが、軽・中度難聴児が補聴器を利用することは、言語の発達やコミュニケーション能力の取得に有益であるものの、保護者等の経済的負担も大きい。購入費用の一部助成は負担軽減に重要な役割を果たすものであることから、引き続き周知に取り組んでいく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 身体障害者手帳の交付対象となる障害程度ではないため、事業の周知が困難である。小学校の難聴児特別支援教室へ情報提供するなど、周知方法について工夫していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	補装具交付・修理事業費	3A1K	事業分類	法定事業
根拠法令	障害者総合支援法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和25年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課、疾病対策課
所属長名	城間 努、針谷 健二

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者(児)及び難病者の失われた身体機能を補完・代替するために必要な補装具の交付・修理費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	障害者、障害児、難病患者のうち、更生相談所、指定医療機関に補装具の必要を認められた者
求める成果(どのような状態にしたいか)	補装具費を支給することにより、補装具の使用が容易となり、障害者(児)及び難病者の日常生活及び社会生活が容易になる。
事業概要	身体障害者(児)及び難病患者の失われた機能を補完・代替するために必要とする、器具の交付・貸与・修理費用を助成する。
実施内容	<p>・身体障害者福祉法第20条に基づき、補装具の現物給付が実施された。</p> <p>・平成12年4月介護保険導入に伴い、介護保険給付が優先された。</p> <p>・平成18年4月自立支援法が施行。</p> <p>・平成18年10月施行分に補装具費支給制度が新たに定められる。</p> <p>原則、補装具の購入費又は修理費が1割負担になる。他法(介護保険、労災等)が優先される。</p> <p>・平成25年4月総合支援法が施行。難病患者(政令に定める疾病に限る)も給付対象となる。</p> <p>補装具の給付等は、障害種別(難病患者の場合は状態)による。</p> <p>(例)</p> <p>(視覚) 義眼・眼鏡・盲人安全杖など</p> <p>(聴覚) 補聴器</p> <p>(下肢・体幹) (電動)車椅子・座位保持装置・義足・下肢装具・歩行者・歩行補助つえなど</p> <p>(上肢) 義手・上肢装具</p> <p>(音声言語・両上下肢) 重度障害者用意思伝達装置</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	91,087	110,396	103,172	
扶助費	91,087	110,396	103,172	
人件費 B	16,285	17,238	5,628	
職員人工数	2.43	2.08	0.71	
職員人件費	15,742	16,544	5,628	
嘱託等人件費	543	694		
合計 C(A+B)	107,372	127,634	108,800	
C 国庫支出金	52,105	49,783	51,584	障害者自立支援給付等国庫負担
の 県支出金	26,241	27,276	25,792	(補助)金事業(国1/2、県1/4)として
市債				実施。
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	29,026	50,575	31,424	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉センター指定管理者 管理運営事業費	3A7S	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和60年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者福祉法第31条に基づく施設であり、身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、レクリエーション、社会との交流の促進などを図る。
対象(誰を・何を)	市内に居住する心身障害者
求める成果(どのような状態にしたいか)	各種事業の実施により心身障害者の健康の維持促進、社会参加への促進に貢献する。
事業概要	心身障害者の福祉の増進及び社会活動への促進を図るため、各種事業(講座、訓練、スポーツ、相談・指導等)を実施する。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <p>・平成18年4月から指定管理者制度を導入</p> <p>指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間)1期目</p> <p>指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団</p> <p>2 施設概要</p> <p>・竣工年 昭和60年(三反田町1丁目1-1 教育・障害福祉センター内)</p> <p>・構造等 鉄筋コンクリート造、地下1階地上5階建ての内、1階及び2階部分、延べ床面積1,158.11㎡</p> <p>3 事業内容、実績</p> <p>市内に居住する心身障害者の福祉の増進及び社会活動への促進を図るため、各種事業(講座、訓練、スポーツ、相談・指導等)を実施している。</p> <p>・平成29年度実績</p> <p>総利用者数は、21,407人(相談業務 592人、講座教室等 4,046人、機能訓練 734人、貸し館利用 7,457人、リフト付バス運行 2,698人、派遣事業 849人、障害者相談支援事業 3,061人、リハビリ 1,110人、その他 860人)</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	69,365	68,181	68,220	
委託料	69,365	68,181	68,220	指定管理委託料
人件費 B	799	1,352	872	
職員人工数	0.10	0.17	0.11	
職員人件費	799	1,352	872	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	70,164	69,533	69,092	
C 国庫支出金				其他財源は、障害者(児)自立支
の 県支出金				援事業費自己負担金、福祉施設電
市債				話料等実費弁償金及び障害福祉
の 財源				サービス事業収入を計上。
内 其他	5,138	3,130	5,849	
訳 一般財源	65,026	66,403	63,243	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	3A7U	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法等		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和60年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	複合施設である教育・福祉総合センターの光熱水費、消耗品費及び施設維持管理経費を面積按分で負担している。
対象 (誰を・何を)	身体障害者福祉センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	利用者が快適に施設を利用することができるよう、安全性及び衛生面を確保し、心身障害者の福祉の増進を図る。
事業概要	身体障害者福祉センターの維持管理を行う。
実施内容	<p>尼崎市立身体障害者福祉センターにおける維持管理経費の負担</p> <p>尼崎市立身体障害者福祉センターは、複合施設である「教育・障害福祉センター」内にあり、その維持管理経費については、教育総合センター、立花体育館及び尼崎市立たじかの園の占有面積按分で各々負担している。また、事業に必要なリフト付バスを再リースしたうえで貸し付けている。</p> <p>(面積按分率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉センター 14.55%</li> <li>庁舎管理課 49.19%</li> <li>立花体育館 19.21%</li> <li>たじかの園 17.05%</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	6,626	7,001	7,653	
需用費	2,357	2,305	2,643	光熱水費、修繕料等
役務費	13	16	18	受水槽等点検手数料
委託料	3,256	3,680	3,992	各種保守管理業務委託料
使用料及び賃借料	1,000	1,000	1,000	リフト付バス使用料
人件費 B	1,245	1,447	2,107	
職員人工数	0.10	0.11	0.20	
職員人件費	799	875	1,585	
嘱託等人件費	446	572	522	
合計 C (A+B)	7,871	8,448	9,760	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 其他				
内 一般財源	7,871	8,448	9,760	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	3A81	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立身体障害者福祉会館条例		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	昭和50年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の増進並びに社会福祉活動の進展を図るためのスペースの確保をしている。
対象 (誰を・何を)	市内に居住している身体障害者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	身体障害者福祉会館の施設機能を活用し、市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の推進及び社会福祉活動の進展を図る。
事業概要	市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の推進及び社会福祉活動の進展を図るため、貸室業務と自主事業を実施している。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>実施概要                     <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月から指定管理者制度を導入</li> <li>指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日(5年間) 1期目</li> <li>指定管理者 特定非営利活動法人 尼崎市身体障害者連盟福祉協会</li> </ul> </li> <li>施設概要                     <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工年 昭和50年(稲葉荘3丁目9-26)</li> <li>構造等 鉄筋コンクリート造2階建て</li> <li>延べ床面積 487.76㎡、敷地面積 432.62㎡</li> </ul> </li> <li>事業内容、実績                     <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に居住している身体障害者の交歓、福利厚生 の推進及び社会福祉活動の進展を図るため、貸室業務と自主事業を実施している。</li> <li>平成29年度実績</li> <li>総利用者数 11,413人、利用回数 1,463回</li> </ul> </li> </ol>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,347	5,437	5,530	
委託料	5,347	5,437	5,530	指定管理委託料
人件費 B	799	1,352	1,268	
職員人工数	0.10	0.17	0.16	
職員人件費	799	1,352	1,268	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	6,146	6,789	6,798	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 其他	11	11	12	光熱水費等実費弁償金を充当
内 一般財源	6,135	6,778	6,786	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	身体障害者福祉会館指定管理関係経費	3A82	事業分類	施設管理運営
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	身体障害者福祉会館の高圧受電ケーブルの修繕工事を行う。
対象 (誰を・何を)	身体障害者福祉会館
求める成果 (どのような状態にしたいか)	施設利用者が施設を安全に利用できるように、必要な施設の保全を行う。
事業概要	身体障害者福祉会館の高圧受電ケーブルの修繕工事を行う。
実施内容	更新時期を迎えている、高圧受電ケーブルの修繕工事を行う。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,294	497	0	
需用費	497	497		
工事請負費	797			
人件費 B	80	0	0	
職員人工数	0.01			
職員人件費	80			
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,374	497	0	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	1,374	497	0	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費	3A8A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	身体障害者福祉法等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画・障害福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成14年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
行政の取組	08-3-2 社会参加の促進
局	健康福祉局
課	障害福祉課
所属長名	城間 努

事業概要

事業実施趣旨	在宅の心身障害者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することで、その自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることを目的とし、介護・入浴・給食等のサービスを提供する。
対象 (誰を・何を)	心身障害者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	通所により、介護・入浴・給食等の各種サービスを提供することで、障害者の自立と社会参加の促進を図る。また、温水プールを開放することにより、体力や身体機能の維持向上を図る。
事業概要	身体障害者の自立促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図るため、通所により介護・入浴・給食等の各種サービスを提供するとともに、市内の心身障害者に対し、温水プールを解放する。
実施内容	<p>1 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から指定管理者制度に移行</li> <li>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間) 4期目</li> <li>指定管理者 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団</li> </ul> <p>2 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工年 平成14年(七松町3丁目8-8)</li> <li>構造等 鉄筋コンクリート造2階建て</li> <li>延べ床面積 1,239.50㎡、敷地面積 1,866.16㎡</li> </ul> <p>3 デイサービス事業内容、実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護事業 延べ2,724人</li> <li>(機能訓練、社会適応訓練、更生相談、介護指導、入浴サービス、給食サービス、介護サービス、送迎サービス)</li> <li>温水プール開放事業 延べ4,694人</li> <li>開館時間:火曜日～土曜日</li> <li>介護・訓練等事業・・・10時～15時</li> <li>室内温水プール事業・・・10時～12時、13時～16時</li> </ul>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	68,349	68,747	68,812	
委託料	68,349	68,747	68,812	指定管理委託料
人件費 B	1,245	1,447	1,394	
職員人工数	0.10	0.11	0.11	
職員人件費	799	875	872	
嘱託等人件費	446	572	522	
合計 C (A+B)	69,594	70,194	70,206	
C 国庫支出金				其他財源の内訳は、障害福祉サービス事業収入、入浴利用料
の 県支出金				業費弁償金及び自動販売機実費
の 市債				弁償金を計上。
の 財源				
内 其他	38,758	39,380	43,835	
訳 一般財源	30,836	30,814	26,371	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	障害者就労支援事業費	3AAT	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市障害者就労支援事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市障害者計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 社会福祉費
			目	07 障害福祉費

施策	08 障害者支援		
展開方向	08-3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。		
行政の取組	08-3-3 働く場の確保		
局	健康福祉局	課	障害福祉政策担当、北部・南部保健福祉センター障害者支援課
所属長名	富田 憲幸、塩谷 健一郎、山崎 賢一		

事業概要

事業実施趣旨	尼崎市内に居住する障害者に対して、就労に関する相談支援等を行うことにより就労と安定した就労継続を促進し、もって、障害者の自立と社会参加に寄与する。
対象(誰を・何を)	本市に在住の障害者であって就労を希望する者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	障害者が、自らにあった業務を得て就労し、その就労を継続すること。
事業概要	本市の委託事業として、市内の障害者を対象に就労に関する相談や支援を総合的に行う。
実施内容	<p>市の委託就労支援機関である「尼崎市就労・生活支援センターみのり」において、就労相談や職場内実習等の機会の提供、雇用先の開拓や確保、企業との橋渡し、就労・定着に向けた支援等に取り組んでいる。</p> <p>なお、平成29年度から同センターの支援員を1名増員(計5名体制)し、特に就労定着に向けた支援の充実を図っている。</p> <p>(事業内容) ・就労相談、就労準備訓練・職場実習支援、就労(生活)支援、就労定着支援、職域開発、関係機関との連絡及び調整など</p> <p>(実施方法) 社会福祉法人に委託</p> <p>(事業実績(主なもの)) 平成29年度実績 新規登録者数...51名、就職者数...35名、延べ相談件数...3,591件</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	21,711	27,408	32,450	
委託料	21,711	27,408	32,450	
人件費 B	13,375	15,522	20,606	
職員人工数	1.07	1.21	1.47	
職員人件費	8,558	9,624	11,653	
嘱託等人件費	4,817	5,898	8,953	
合計 C (A+B)	35,086	42,930	53,056	
C 国庫支出金				地域生活支援事業の対象事業であるが、補助金については、障害者(児)移動支援事業費に全額充当。
市債				
市内	93	86	140	基金運用収入(市民福祉振興基金)
その他				
一般財源	34,993	42,844	52,916	

事業成果の点検

評価指標	委託就労支援機関を通じた就労者数							単位	人	
目標・実績	目標値	45	達成年度	29年度	27年度	36	28年度	44	29年度	35
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成でわず下回った	委託就労支援機関を通じた平成29年度の一般就労者数は、前年度を下回ったものの、毎年度一定の実績をあげてきている。継続的な支援を必要とする利用者が年々増加していることや法定雇用率の引き上げ等により、今後就労希望者の増加が予想される。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	就労は自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加・社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにもつながるなど、障害者が地域で生活していく上で重要なものであることから、それに向けた支援に取り組むことが必要である。また、障害者就労については、自らの適性に応じた業務や作業を選定する必要があるため、就労先においても適切な支援方法を理解することが大切である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	有 無	事業の性質から、受益者に負担を求めることは適当ではない。
-----------------	-----	------------------------------

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業は、市の直営であった「知的障害者福祉作業所のり園」を平成19年4月に廃止した際、知的障害者に対する就労支援施策を継続させる必要があるとして、社会福祉法人(福成会)が設置する「知的障害者就労支援センターみのり」の運営を補助してきたものである。また、近隣各市においては市内の社会福祉法人に事業委託を行い、就労に関する相談支援等に取り組んでいた中で、本市においても平成24年度から当該補助事業を委託事業に転換し、支援体制の充実を図るとともに、身体障害者や精神障害者も支援対象としてきた。さらに平成25年度からは難病の人も支援対象となるよう事業を展開してきている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	平成24年度から「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、社会福祉法人福成会に委託しているが、就労に向けた課題解決については、障害者の就労機会の提供に関する事業など、委託を検討できる事業がある。

協働の領域	市民の領域					行政の領域					内容	
	A	B	C	D	E	D	E	F	G	H		
現状												行政が主体となって取り組むべき事業であるが、関係機関との協働が不可欠であり、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」については、委託している。
将来像												

総合評価

平成29年度の総合評価	当該事業の委託実施機関である「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の利用者数は年々増加傾向にあるため、平成29年度から当該センターの就労支援員を1名増員(計5名)し、特に就労定着に向けた支援の充実を図った。なお、センターを通じた平成29年度の就労者数は35人となっている。また、当該事業とは別に、障害者の就労機会の提供に向けては、市役所内での職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を実施するほか、就労支援施設の利用者の工賃向上に資するため、尼崎市自立支援協議会を通じた企業イベントへの出店参加や店内販売「尼うえるフェア」の開催に取り組んでいる。これらの取組については一定の成果があがっていることから、より効果的・安定的な支援となるよう、当該事業と一体的に実施できるよう検討してきた。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<p>平成30年度から「障害者就労チャレンジ事業」を当該事業に統合し、市役所内に新たな執務スペースを確保して利用者(チャレンジャー)の受入人数を拡大するとともに、就労実習の指導員を新たに配置するなど、より効果的な支援となるよう取り組んでいく。</p> <p>併せて、就労支援施設の受注機会の確保・拡大に向けては、当該事業を拡充し、発注先の企業等と受注施設とのマッチングや発注先の開拓、受注施設のコーディネート、販促活動等の支援を行うとともに、引き続き、尼崎市自立支援協議会とも連携を図りながら取組を進めていく。さらに、障害者優先調達の本市の受注実績を向上させていくため、発注の事務手続きをマニュアル化し、庁内に一層の周知を図っていく。</p>
---------------	---